

HRC43 会議記録

房野 桂 作成

2020年2月24日(月)午前 第1回会議

議事項目 1: 組織上・手続上の問題

会期開会ステートメント

1. Ms. Elisabeth Tichy-Fissiburger 閣下、人権理事会議長: 人権理事会の作業は、人々が気付いている以上に世界中の多くの人々、とくにその希望が理事会にかかっている人々によってフォローされている。これから 4 週間の間に、代表団は、理事会が紛争と権利侵害に苦しんでいる人々とその権利を擁護している人々のために現地で与えるインパクトを検討し、討議しなければならない。記録的な数の 100 の代表団が高官セグメントに出席しており、人権に付される重要性を強調している。後発開発途上国と小島嶼開発途上国からの代表団を歓迎するが、この参加は、「任意技術支援基金」の支援で可能となった。理事会内の規則を説明するが、ジェンダー平等に向けた国連キャンペーンが行動規範となり、これは国連行事でのセクハラ防止を目的とするものであった。

2. Mr. Tijiani Nuhammad-Bande 閣下、国連総会議長: 世界中の人権侵害に対して声を上げることができるすべての人々に感謝する。国連の作業は、人権保護を保障する際に極めて重要である。理事会と総会、特に第三委員会との間の制度的関係は、加盟国が「世界宣言」に書かれているように、人権問題にかかわることを保障する。その生活が国連がいかにうまく人権、平和と安全保障、開発という 3 本柱を調整できるかにかかっている人々が世界には大勢いる。加盟国が子どもの権利に相当の注意を払うことが重要である。「子どもの権利に関する条約」は、世界的に子どもの権利の改善を明示した。これにもかかわらず、子どもの権利保護に繋がる環境の醸成には未だに大きな格差があり、子どもの権利を脅かす教育・人道・気候が誘引する脆弱性に関して強力な持続可能な行動が必要とされる。ジェンダー平等は支持されなければならない。あらゆる形態のジェンダー暴力を撤廃する責務がなければならない。ジェンダー暴力の加害者は責任を取らされなければならない。「持続可能な開発目標」の実施において、ジェンダーは主流化されなければならない。長引く難民の状況にある者の人権が対処され、国連難民高等弁務官の作業が支援されなければならない。

3. Mr. Antonio Guterres 閣下、事務総長: 人権高等弁務官の作業に感謝を表明する。人権が攻撃されているので、国連の 75 周年の今、「人権行動の呼びかけ」を開始することを選んだ。人権は、希望の地平線を拡大し、可能なものの境界線を拡大し、万人に最善のものを解き放つ。人権は、社会が自由に成長する手助けをし、女性と女兒に平等を保障し、持続可能な開発を推進し、紛争を防止し、人間の苦しみを減らし、正しい公正な世界を築く究極のツールである。「世界人権宣言」が述べているように、人権は人類の最高の野望である。世界の片隅での進歩が別の場所での進歩を育成する。何十年にもわたって、努力がすべてで大陸で巨大な人権の進歩を導いてきた。植民地支配とアバルトヘイトは克服され、独裁制は崩れ、民主主義が広がった。一世代で 10 億人の人々が貧困を脱し、世界は飲用水へアクセスと子どもの死亡率の減少において大きな進歩を目の当たりにしてきた。全社会が、女性、若者、マイノリティ、先住民族及びその他によって導かれる人権運動から利益を受けてきた。しかし人権は今日増加する課題に直面している。

これを免れる国はない。

気候危機、人口学的変化、急速な都会化及び技術の前進のような巨大潮流から一連の新たな課題が生じている。文民は戦争で荒廃した包領に捉えられ、飢えて、国際法の明白な違反の攻撃を受けている。人身取引は、脆弱な絶望した人々を餌食にしてすべての地域で悪影響を及ぼしている。女性と女兒は、奴隷にされ、搾取され、虐待され、その可能性を利用する機会を否定されている。市民社会の活動家は、刑務所に投げ込まれ、宗教的・民族的マイノリティ集団は、過度に幅広い安全保障の定義の下で迫害されている。ジャーナリストは、自分の仕事をしようとしただけで殺害されたりいじめを受けたりしており、マイノリティ、先住民族、移動者、難民及び LGBT 社会は「よそ者」として検証され、憎悪行為によって苦しめられている。

世界は、世界的飢餓が増加し、若者の失業が驚くほどの程度になっていることを目の当たりにしている。人々は取り残され、恐怖は増加し、分裂が広がっている。政治的逆算が起こり、票を増幅するために人々を分割している。あまりにも多くの場所で、人々は彼らを考慮に入れることができない政治制度と万人のために繁栄を提供できない経済制度に反対して立ちあがっている。こういった緊張と試練に直面して、答えは一つある。つまり人権である。

人権は誰もが持って生まれた権利ですべての国の利益になることを強調する。人権は安定を保障し、連帯を築き、包摂と成長を推進する。人権は二重基準の容器であってはならず、隠れたアジェンダを追求する手段であってもならない。国際社会は、人権と国の主権との間の間違った 2 分法を克服しなければならない。人権と国の主権は、手を携えている。人権の推進は、国家と社会を強化し、それによって主権を強化する。だからこそ、「事務総長の行動の呼びかけ」は国連家族そのもの、加盟国、議員、企業社会、市民社会、いたるところにいる人々に向けたものである。

「行動の呼びかけ」は、一致した努力が進歩において量子跳躍を達成でき、後退の危険を避けることができる 7 つの領域を選びだした。これら領域を概説するが、権利が持続可能な開発の核心であることを強調することから始める。人権は「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に浸透している。目標とターゲットの大多数は、すべての加盟国が行った法的に拘束力のある人権公約に一致している。国連が人々を赤貧から抜け出させ、万人が機会と選択にアクセスできる時、これは誰も取り残さないという「2030 アジェンダ」の核心となる誓約を支持して、人々が自分の権利を主張できるようにしている。この約束は、あらゆる形態の不平等と取り組みあらゆる形態の差別を撤廃することを国連に義務付けている。平和で正しい社会と法の支配の尊重をめぐって始まった人権に基づく取組は、より永続的で包摂的な開発を提供する。従って事務総長は、市民社会の参画のための広い道を創設することを含め、「持続可能な開発」の前面と中心に人権原則とメカニズムを据えるようすべての国々に要請する。

人権は、紛争が勃発し、テロリストが攻撃し、災害が襲ってきとき以上の試練にはあまり直面しないが、危機時の権利の重要性を強調する。国際人権法と難民・人道法は、最も暗い時でさえ、人道措置を取り戻すことができる。テロと闘うために必要な努力でさえ、人権を損なってはならないことを強調する。そうでなければ対テロ行動は非生産的なものとなるであろう。従って、「行動の呼びかけ」は、人権の尊重が基本的な危機防止措置であることを認めている。国連行動の効果と統合力を保障するために、国連は現地での広範な作業に基づき、国連家族に当てはまる保護のための共通のアジェンダを開発するであろう。保護のアジェンダは、国連が奉仕する人々の間の年齢・ジェンダー・多様性の違いを完全に考慮に入れるであろう。さらに、マイノリティの保護、先住民族の権利にさらに重点を置き、人権分析を強化し、国連国別チーム内の人権顧問の存在を拡大して、「人権アップ・フロント」のような重要なイニシアティブを

土台とするであろう。

ジェンダー平等と女性の平等権に関しては、人権は女性の人権なしでは決して実現しないことを強調する。しかし、世界が「北京行動綱領」の25周年を記念する年に、世界は、女性の権利の押し戻し、驚くほどのフェミサイドの程度、女性人権擁護者への攻撃、従属と排除を永続化する法律と政策の根強さを目の当たりにするであろう。女性と女兒に対する暴力は、世界の最も広がった人権侵害である。事務総長は、2028年までに国連システムのあらゆるレベルを通して、ジェンダー同数に達すること、国連が行うあらゆることにジェンダーの視点を適用すること、全体的にジェンダー平等の推進を強化すること、ジェンダー平等のための資金提供をより良く追跡し基準を設けることを誓う。すべての国々がジェンダー平等を推進し、差別法を廃止し、女性と女兒に対する暴力をなくし、性と生殖に関する健康と権利を保障し、あらゆる領域での女性の平等な代表者数と参画のために努力するよう要請する。

公的参画と市民のスペースに関しては、市民のスペースは世界中で縮小している。抑圧的な法律が、表現、宗教、参画、集会、結社の自由にますます制限を課して広がっている。ニュー・テクノロジーが、市民社会のネットワークが増える手助けをしてきたが、政府に運動を管理し、自由を制限する前例のない権限も与えてきた。国連は、女性の権利団体と若者に特別な注意を払って、国連の諸機関で市民社会の声をより組織的に包摂する努力を強化している。国連は、市民のスペースを推進し保護し、市民社会をエンパワーする努力を強化するシステム全体にわたる戦略を立案するであろう。

未来の世代の権利に関しては、気候危機が、主としてのその生存に対する最大の脅威であり、すでに世界中で人権を脅かしていることを強調する。この世界的緊急事態は、次の世代の権利がいかに今日的意思決定ではっきりと計算しておかなければならないかを強調している。世界の緊急事態は、ある加盟国、特に小島嶼開発途上国の生存そのものを脅かしている。「行動の呼びかけ」は、気候行動と安全で清潔で健全で持続可能な環境への権利を推し進めるために、青年気候サミットを含め、9月の気候サミットを土台とするであろう。国連は、若者がただ声を上げるだけでなく彼らの未来に影響を及ぼす決定に参画し、これを形成するためのスペースを生み出すであろう。

事務総長は、普遍的定期的レビューの力と可能性を利用して、人権問題に対処するための協力のプラットフォームを強化するために、世界中の国連の国別指導者に向けて新しい実際的なガイダンスを間もなく出すつもりであることを発表する。

最後に、人権の新しいフロンティアについて、デジタル時代は、人間の福祉、知識、探検の新しいフロンティアを切り開いたことを述べる。しかし、ニュー・テクノロジーは、あまりにもしばしば、調査、抑圧、オンラインのハラスメント及び憎悪を通して、権利とプライバシーを侵害するために用いられている。これは、テロリストや人身取引者によっても用いられている。顔認証のソフトウェア、ロボット工学、デジタルの身元確認及びバイオテクノロジーのような進歩は、人権を蝕み、不平等を深め、既存の差別をさらに悪化させるために用いられてはならない。従って、国連は、オンラインでの人権の適用、効果的なデータ保護、特に個人データと保健データの保護を提唱するであろう。自動の機械が、人間の判断または抑制を超えた殺傷能力を与えられてはならない。殺傷能力のある自動兵器システムの世界的禁止を要請する。

4. Ms. Michelle Bachelet、国連人権高等弁務官: 「行動の呼びかけ」の開始に対して事務総長に感謝する。現在の世界の出来事には、短期的にも、長期的にも、理事会のこの高官会期の注意が必要である。人権・開発・平和に対する脅威が増えているが、これら問題に対する実際的な解決策も増えている。これには、多国間協定が含まれるが、国際人権法と人権理事会の作業から生じるものもある。

発明の才があり、機転の利く若者も、直面している危機に対する解決策の一部と見なければならぬ。今日の動乱の政治風景には、教育・保健ケア・普遍的な社会保護へのアクセスを高め措置のような成功が証明された追跡記録を持つ役立つ政策が必要である。人々の幅広い参画と透明性のある制度が社会的調和と経済的持続可能性を推進することができよう。平等を支持する法律と政策は、長続きする良好なインパクトを政治的・社会的構造に与える。

「持続可能な開発目標」を達成するために、各国、国連と地域パートナー及び市民社会と協力するという UNHRC の公約を繰り返し述べる。各国政府が基本的なサービスへのアクセスをさらに提供する手助けをするために、人権理事会はその技術協力を強化しており、同時に実際的な援助も強化している。委員会は、企業と開発金融機関のさらなる説明責任に向けて作業を継続するであろう。

最近のオーストラリア全土にわたって見られる恐ろしい火の嵐を想起し、人権危機をエスカレートする抑制できない火の嵐を次世代に伝えたくないよう加盟国に要請する。効果のある解決策に備え協力的で持続可能な世界を保障する協力的行動の力を加盟国に要請する。

5. Mr. Ignazio Cassis 閣下、スイス連邦議員・連邦外務大臣: 代表団の皆さんに、1945 年と第二次世界大戦とホロコーストの恐怖が丁度終わった時代にいるものと想像していただきたい。各国は、そのような残虐行為が二度と起こらない道を模索しており、一人ひとりの人間が尊厳と男女間と大国・小国間の平等への基本的人権を支持する際に見出した答えが国連であった。今日世界中の多くの者が、この原則を当たり前のように思っている。

「国連憲章」を当たり前のことと思うべきではない。他の 2 つの国連の柱と共に人権、平和、安全保障、開発は、万人が信じる法の支配の土台である。国連改革については、進化する世界の中で制度も同様に進化しなければならず、事務総長が開始した改革は時代の課題に直面するために必要であること強調する。多国間対話は新世紀世代に向けて調整されなければならない。今日と明日の問題に対する解決策が見いだされるガヴァナンスのパイオニア・センターである国際的なジュネーヴで、今日代表団をお迎えできることを名誉に思う。

不安定化と気候変動という 2 つの課題については、デジタル技術は、人権を強化する大きな可能性を表しているが、サイバースペースの匿名性が新しい脅威となる。ジュネーヴは、デジタル・ガヴァナンスのハブとして、「ジュネーヴ・国際プラットフォーム」または「ジュネーヴ科学外交予想機関」のような例を通してその可能性を探っている。気候変動に関しては、「2030 アジェンダ」と「パリ協定」が、これの解決に向けた基本的プラットフォームを提供している。スイスは、2050 年までの炭素中性化を公約している。スイスは、経験を分かち合いたく思っており、この理事会の会期で、人権と環境に関する解決策を提出するであろう。過去 75 年は、主要な人権課題には共に直面できることを示してきた。すでに分かっていることを繰り返し繰り返し再発見することが最も難しいとというのが Elis Canetti の言葉である。

高官セグメントのステートメント

1. Mr. Milo Dukanovic 閣下、モンテネグロ大統領
2. Ms. Mariella Mulaoni 閣下及び Mr. Luca Boschi 閣下、サンマリノ共和国連隊隊長
3. Mr. Faiez Mustafa Serraj 閣下、リビア国内連帯政府大統領協議会議長
4. Mr. Antonio Rivas Palacios 閣下、パラグアイ外務大臣
5. Mr. Heiko Maas 閣下、ドイツ外務大臣

6. Ms. Ine Marie Eriksen Sereide 閣下、ノルウェー外務大臣
7. Mr. Stef Blok 閣下、オランダ外務大臣
8. Ms. Lejeune Mbella Mbellat 閣下、カメルーン外交関係大臣
9. Mr. alexandere Schallenberg 閣下、オーストリア外務大臣
10. Mr. Jeppe Kotod 閣下、デンマーク外務大臣
11. Mr. Mukhtar Tileuberdi 閣下、カザフスタン外務大臣
12. Mr. Edgars Rinkevics 閣下、ラトヴィア外務大臣
13. Mr. Tete Antonio 閣下、アンゴラ外務大臣(ポルトガル語圏を代表)

2月24日(月)昼 第2回会議

高官セグメントのステートメント(継続)

14. Mr. Simon Coveney T.D.閣下、アイルランド副大臣
15. Ms. Ann Linde 閣下、スウェーデン外務大臣
16. Ms. Retno Lestari Priansari Marsudi 閣下、インドネシア外務大臣
17. Mr. Riad Al-Malki 閣下、パレスチナ国外務大臣
18. Mr Akmal Saidov 閣下、ウズベキスタン人権大臣
19. Mr. David Zalkaliani 閣下、ジョージア外務大臣
20. Ms. Damares Alves 閣下、ブラジル女性・家族人権大臣
21. Mr. Vadym Prystaiko 閣下、ウクライナ外務大臣
22. Mr. Jean-Yves Le Drian 閣下、フランス外務大臣
23. Mr. Tete Amonio 閣下、アンゴラ外務大臣
24. Faisal Bin Farhan Atsaud 殿下、サウディアラビア外務大臣
25. Mr. Augusto Sangos Silva 閣下、ポルトガル外務大臣
26. Mr. Evarist Bartolo 閣下、マルタ外務・欧州問題大臣
27. Ms. Arancha Gonzalez Laya 閣下、スペイン外務・欧州連合協力大臣
28. Mr. Limas antanas Linkevicius 閣下、リトアニア外務大臣
29. Mr. Philippe Goffin 閣下、フィリピン外務・防衛大臣
30. Mr. Pekka Haavisto 閣下、フィンランド外務大臣
31. M. Maria Ubach Font 閣下、アンドラ外務大臣
32. Mr. Ali Bagheri Kani イラン国際司法問題副大臣・人権高等協議会大臣
33. Ms. 康京和閣下、韓国外務大臣
34. Mr. Peter Maurer 閣下、国際赤十字委員会総裁
35. Mr. Ahmed Ihab Gamaleldin 閣下、エジプト人権副大臣
36. Ms. Lolwah Rashid Al-Khater 閣下、カタール外務大臣補
37. Mr Omer G. Ismail 閣下、スーダン外務大臣

2月24日(月)午後 第3回会議

人権主流化に関する年次高官パネル討論

テーマ: 「子どもの権利に関する条約」の実施 30 年: 課題と機会

開会ステートメント: Ms. Elizabeth Tichy-Fisslberger 閣下、人権理事会議長: 「子どもの権利に関する条約」を実施するという公約を示そうとの子どもの権利委員会の呼びかけに答えた 50 か国を推奨する。パネル討論中に、国々は、どのようにその公約を目に見える行動に変えたかを反映する機会が与えられるであろう。

基調ステートメント:

1. Mr. Tijjani Muhammed-Bande 閣下、国連第 74 回総会議長: 最も広く批准された人権条約として、「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」は、重要な生きた法体系であり、子どもの権利支持に関してガイダンスを提供している。すべての加盟国は、総会決議第 69/157 号によってマンデートを与えられてきた「自由を奪われた子どもに関する世界調査」の勧告を実施するために行動を起こすよう要請される。この調査は、根本原因、拘束の条件、子どもの健康と発達に与えるインパクトを明らかにして、自由を奪われた子どもの状況の規模を理解するためのデータに基づく初めての試みである。子どもの権利を支持することは、国の内部及び国家間の深まる不平等に対処し、「持続可能な開発目標」を実施するために「行動と成就の 10 年」で進歩を遂げるために極めて重要である。不平等を減らすために、国々は、社会保護政策とインフラ開発全体を通して、教育への権利を主流化することを求めなければならない。これは、子どもたちに学びのための安全なスペースと安全なアクセスを提供し、「条約」に書かれているように、利用でき、アクセスできる教育を保障することに向けて役立つであろう。さらに、この権利に基づく開発措置は、子どもの権利を支持するために適切に資金提供されなければならない。

2. Ms. Michelle Bachellet、国連人権高等弁務官: 子どもの権利の主流化に関して話す機会を歓迎する。「子どもの権利に関する条約」は、最も広く批准された国際人権条約であるが、その目的の達成は、継続して課題である。子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表と子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の事務所の設立は、子どもが直面している問題に勢いを与えている。安全保障理事会は、2001 年以来、すべての平和維持活動のマンデートで、子ども保護への重点を含めてきた。監視と報告メカニズムは、多くの国々で、国連子ども基金と国連駐在コーディネーターによって共同指導される国に拠点を置くタスク・フォースによって管理されている。理事会は、決議、パネル、専門家の報告を通して、子どもの権利を統合している。シリア、イエーメン、ミャンマー、ブルンディ、南スーダン及びパレスチナ被占領地に関して出された衝撃的な報告書は、すべて、紛争が子どもの権利に与える重大なインパクトを示している。国連機関によるこの増加する強調は、子どもの生活に重要なインパクトを与えており----ロヒンギャ難民の子どもたちが国連子ども基金の努力のおかげで、正規の教育にアクセスできるようにしたバングラデシュの最近の決定はそのようなものである。パネリストたちは、好事例を分かち合い、遭遇した課題に光を当てるよう奨励される。

パネル司会者及びパネリストによるステートメント:

1. Benyam Dawit Mezmur、子どもの権利委員会委員・パネル司会者: 今日の討論は、子どもの権利がどのように国連活動とプログラムに統合されているか、この努力をどのように強化できるかに重点を置くことになる。子どもの権利に対する包括的な取組がいか国連の作業の統合力を強化する手助けになるのかを反映することは極めて重要である。主流化には、ミクロからマクロ・レベルに至るまで包括的な

取組が必要であり、栄養や健康を超える子どもの福利に対するより包括的な理解が必要である。子どもの権利のパイオニアである加盟国には、その努力に対して感謝する。2つの質問を出す、一つは、平和構築は、事業レベルで、どのように子どもの権利の主流化を支援したのか、2つ目は、子どもの権利の主流化は、どのように国連の平和と安全保障に関する作業を強化したのかである。

2. Oscar Fernandez-Taranco、国連平和構築支援事務総長補: 私の事務所は、たびたび子どもたちの知恵の言葉によって元気づけられている。国連の平和構築構造のカギとなる構成要素である「平和構築基金」は、現地レベルでのプログラム形成への子どもの権利に基づく取組を推進する介入を支援し、「子どもの権利に関する条約」の実施に貢献している。「平和構築基金」が支援してきた領域は4つある。第一の領域は、政治的な平和構築プロセスへの子どもの包括的な参画のためのスペースを生み出すことである。第二は、和平協定の実施が継続して「基金」の高い優先事項である。2020年2月12日の子どもと武力紛争に関する最近の安全保障理事会の説明会で、事務総長は、子どもと平和のために具体的結果を達成するために和平プロセスに子どもを統合する特別措置を統合することの重要性を強調した。この目標に貢献する方法の一つは、武力紛争の悪影響を受けた子どもたちの解放と再統合を支援することである。第三に、権利保護が維持される平和の重要な土台であることである。平和構築支援に人権の枠組を適用することは、取り残されている者を明らかにし、対処する手助けをする。最後に、人権と包摂を尊重する文化を推進する教育の変革的役割を強調する。

3. Zsuzsana Jakab、世界保健機関副事務局長: 子どもの思春期の保健アジェンダは、依然として公衆衛生の観点からも人権の観点からも大部分未完成のままであることを強調する。良い知らせは、800万人の子どもたちと思春期の若者が、30年前よりも多く生き延びており、今日生まれてくる10人の子どものうち9人が、適切な子どもワクチンを受けていることである。しかし、子ども関連の「持続可能な開発目標」の達成に関する進歩は停滞してきた。2018年に、530万人の子どもたちが5歳の誕生日を迎える前に亡くなり、その死亡の半数以上が、防止できるものであった。2016年に110万人の思春期の若者が亡くなったが、ほとんどが予防できる病気のためであった。子どもに対する新たな脅威には、子どもの福利に対する環境の脅威であり、不健全な食べ物や飲み物を市場に出すことを通した商業的脅威が含まれる。勧告の1つは、子どもに対して有害な製品を市場に出すことを規制する「選択議定書」の開発である。子どもの権利の原則と基準は、質の高い妊産婦・新生児保健ケアのための世界保健機関の新しい基準に統合されている。気候変動、大気汚染、都会化及び環境悪化によって提起される課題には、ともに対決しなければならない。さらに、子どもと思春期の保健が、「持続可能な開発目標」を達成するために優先されなければならない。

4. Afshan Khan、国連子ども基金欧州・中央アジア地域部長: 死亡率の低下、教育率の改善、子ども結婚の数の減少を含め、「子どもの権利に関する条約」以来30年で、子どもの権利にかなりの進歩があったことを認める。しかし、これにもかかわらず、子どもの権利は継続して、気候変動、シリアからイエメンと南スーダンに至るまでの移動及び紛争を含め、様々な障害によって制限されている。すべての紛争で、子どもの権利は、先ず最初に否定される。この権利には、教育、栄養、気候変動が含まれる。栄養に関しては、ユニセフの「世界の子どもの状態」報告書を想起するが、この報告書で、3人に1人の子どもが十分に成長しておらず、2人に1人の子どもが隠れた飢えに苦しんでおり、3人に2人の子どもが健全に育つために必要な最低多様な食事を欠いていることが分かった。従って、大規模な栄養プログラムに投資し、ニーズが大層大きい紛争地域に重点を置くよう各国政府に要請する。気候変動に関しては、4百万人以上の若者が、健全な環境への権利を要求して街頭に出て行った。現在の率では、2100年までに、地

球温暖化は、国連によれば壊滅的な保健上のインパクトを与えて、4°Cを超えるであろう。従って、緊急事態として気候変動を扱うよう各国に要請する。

討論

発言国と団体: ベルギー、ブラジル、モザンビーク、南アフリカ、ナミビア、欧州連合、ポルトガル(ポルトガル語諸国を代表)、カタール(アラブ・グループを代表)、ウルグアイ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国を代表)、マルタ(ジュネーヴ紛争下にある子ども友好国グループを代表)、バルバドス(カリブ海共同体を代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、リトアニア(北欧・バルチック諸国を代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、ギリシャ、スロヴェニア、インドネシア、テュニジア、レソト、ブルキナファソ、ネパール、エクアドル、アンゴラ、子どもの権利コネクト、セイヴ・ザ・チルトレン・インターナショナル、プラン・インターナショナル、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、Iuventus E.V.、援助団体。

発言者たちは、「子どもの権利に関する条約」採択 30 年で、何百万人もの子どもたちが、その権利の享受において進歩を目の当たりにしてきたと述べた。しかし、世界中で、多くの子どもたちにとって、これは現実のものではない。発言者たちは、「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」の効果的実施は、質の高いデータの利用可能性のみならず、フォローアップと評価にかかっていることを強調した。子どもに対する暴力は、幼年時代とはかかわりなく、幼年時代に場所があるのでもない。政治的不安定、戦争、武力紛争での徴兵及び強制移動の状況が、子どもの間に最高の死傷者を出す。紛争の状況では、子どもはその権利を享受できない。世界で約 4 億人の子どもたちが、紛争地域で暮らし、重なり合う形態の暴力に直面している。思春期の女子は、性暴力及び早期結婚の被害者として特に脆弱である。発言者たちは、子どもの教育へのアクセスを危険にさらすこともある行為を控え、武装軍に彼らを徴兵することを控えるよう、すべての紛争当事者に要請した。発言者たちは、子どもに対する犯罪を行う者に責任を取らせるために、国際・国内司法メカニズムをどのように利用できるのかを訝った。国々間の経済開発の程度の巨大な差を含め、様々な課題が、子どもの権利の完全享受を妨げている。従って、発言者たちは、国連の人権の柱に悪影響を及ぼしている予算危機が、どのように「子どもの権利に関する条約」の実施に悪影響を及ぼしてきたかを訝った。

子どもの中には、障害、特に白皮症を持つ子ども、家庭内暴力、女性性器切除及び人身取引を受けている子どもを含め、平和時でも苦しんでいる者もある。デジタルのスペースは、子どもたちがいじめや暴力に直面するもう一つの領域を表している。発言者たちは、子どもの参画のためにもっと多くのスペースを生み出す必要があると述べた。彼らは、教育と教科書への無料のアクセス並びに早期結婚の防止及び子ども労働の防止、体罰の廃止、及び適切な健康と栄養の提供のような子どもの権利を推進するその他の措置を提供することの重要性を強調した。最後に、発言者たちは、子どもの権利を実施する国の能力の醸成を支援する際の国連システムの重要な役割を認めた。彼らは、子どもの最高の利益を認めることの重要性を強調し、国連システムが子どもに到達し、子どもが自分に影響を及ぼす事柄に関して意見を述べることができることを保障するために、一層の努力が払われなければならないと付け加えた。この目的で、人権活動家であり擁護者として子どもを見るのがカギである。「持続可能な開発目標」の達成は、子どもの参画なしでは不可能である。どの子どもも取り残さないことを保障するためにはもっと強い政治的公約が必要である。あまりにも多くの子どもたちが、不必要に自由を奪われている。質の高い教育へのアクセスを通して子どもをエンパワーすることは、子どもと社会のよい未来のためのカギとなる要因の一つである。

まとめ

1. Sifshan Khan: 「子どもの権利に関する条約」の要請を達成し、子どもの権利を成就するために、適切な投資が利用できるようにされることが極めて重要である。思春期の若者と協力し、司法へのアクセスを支援し、彼らの権利を主張するためには、すべてのステイクホルダーが協力することが必要である。国連のすべての部分、特に子どもの権利委員会への投資は、今日の討論で述べられた目標を達成するために極めて重要である。

国境を超える問題が対処されるべきものならば、子どもの声が聞かれることを保障するために、多国間機関内にスペースを設けることが絶対に必要であることを強調する。これには、子どもたちが声を上げられるように彼らを訓練し、導くことも必要である。子どもたちが彼らに影響を及ぼす課題について尋ねられる時、問題は、気候変動、精神衛生、並びにデジタルの安全性についてである。これらに対処するために、もっと資金が必要とされるであろう。

2. Zsuzsana Jakab: 子どもの権利を保護するために、もっと多くのことをしなければならないことは明確である。全セクターにわたって作業を導くために、統合力のある物語が必要とされる。セクター間の作業は、国々の現実に適合しなければならない。「子どもの権利に関する条約」は、社会的枠組を提供しているが、国レベルでの政治的公約が必要であり、国レベルでの包括的な行動計画も必要であり、その中心に子どもの福祉を据えることも必要である。気候変動や健康に与える市場の商業的インパクトのような多くの新しい課題がある。

3. Oscar Fernandez-Taranco: 平和構築の観点から、紛争と周縁化の根本原因に対処することが重要である。事務総長は、今朝、子どもの権利を推進し擁護する手助けができ、加盟国に対するより統合力のある支援の方法を伝える7つの重要な指導原則を持つ「人権行動の呼びかけ」を開始した。事務総長の「平和構築基金」は、支援を提供する際に重要な役割を果たすことができる。普遍的定期的レビューは、依然として、子どもの権利保護における格差に対処するための国連プログラムのかかわりのための重要なツールである。平和構築構造の2020年の見直しに関しては、平和構築委員会が、現在、一連のテーマ別・地域別の見直しを開催しており、これが、子どもの権利をより効果的に主流化するために、好事例と学んだ教訓に基づく機会を提供している。

4. Benyam Dawit Mezmur: 子どもの権利は、この問題に関する国際的な人権議定書に書かれている。子どもの権利となると、用語が重要である。子どもの人権と子どもの権利は、しばしば別問題として語られているが、そうではない。委員会のすべての作業に対して、子どもを基盤とした評価を主流化することが重要である。課題にお金をかけることは、直面するすべての課題を解決することではなく、従って適切な取組を採用することが極めて重要である。

2月25日(火)午前(11時まで) 第4回会議

第4回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」の25周年を記念する高官パネル討論

議長: Ms. Elisabeth Tichy-Fisslberger 人権理事会議長

基調ステートメント:

1. Ms. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官: 25年前、女性の関の声が、「北京宣言と行動綱領」の採択に繋がったことを想起する。約189か国が、あらゆる年齢と背景の女性活動家の前例のない動員に続いて、ジェンダー平等の達成を誓った。北京世界会議は、女性たちが何も特別な権利や特権を求めているの

ではなく男性と同じ権利を求めていることを思い出させるものであった。彼女たちは、何世紀にもわたる差別と剥奪をなくすことを求めていた。25年前、その叫びは聞かれ、応えられた。これは歴史的前進であった。「北京宣言」は、女性に対する暴力は家庭内で扱われるべきであるとか、女性は教室から遠ざけておくべきであるといった伝統的規範の拒否であった。世界は、完全なジェンダー平等の達成からはまだほど遠いが、有償労働に就いている女性の割合は増加し、140か国がその憲法でジェンダー平等を保証している。国々は、今では女性に対する暴力に関するはるかに多くのデータを収集している。ジェンダー平等は、万人の平等を達成するために不可欠である。皆さんが進歩を大事にし、北京を祝ってもらいたい。しかし、北京のアジェンダはまだ終わっていないことを強調する。今日、みんなが、女性の権利の分野で遂げられた進歩の押し戻しを目撃できる。多様なすべての女性がやっと勝ち取った業績に対するすべての挑戦に抵抗しなければならないので、女性の権利のアジェンダを破り捨ててはならない。女性に対する差別法を廃止し、女性の平等な代表者数のために努力するようすべての国々に要請する。

2. Ms. Trine Rask Thygesen 閣下 デンマーク開発政策大臣: このパネルは、過去25年で達成された業績を見直す時宜を得た機会であるが、なぜ世界が現在、皆が基本的であり、論争の余地のない権利と考えている問題に関して厳しいバックラッシュに直面しているのかを反省する機会でもある。1980年に、デンマークは、第2回世界女性会議を開催した。過去40年、デンマークは女性と女児の権利とエンパワメントを推進することに強くコミットしてきた。今日デンマークは、他の世界女性会議の開催国としてのケニア、中国、メキシコと並んで、ジェンダー平等に向けた地域を超えた合意の明確な証拠となっている。夢は25年前に北京で描かれ、189か国が明確な道程表に合意した。3か国中2か国で、今では小学校に同じ数の女児と男児がいる。多くの女性が労働市場に参入し、妊産婦死亡率は40%近く減少した。しかし、3人に2人の女性が未だに生涯で暴力を経験している。平均して、男性は女性よりも63%多く稼ぎ、格差は広がっている。「持続可能な開発目標」を達成するだけでなく、女性の平等に対する押し戻しを押し戻すため、皆が「北京綱領」にコミットしなければならない。来る「世代間平等フォーラム」は歓迎され、6つの行動連合が北京の約束の成就を促進するために立案されている。これら連合は今後の合同の努力を形成し、皆がアジェンダに関して協力する道を変革するであろう。ジェンダー平等のための最後の推進力は、一国だけでは何もできないので、合同の努力でなければならない。

3. Mr. Chen Xu 閣下 ジュネーブ国連事務所中国代表部大使: 25年前、第4回世界時世会議が「北京宣言」を採択したことを想起する。それ以来、教育へアクセス、婚姻の自由、職場のあらゆる部分への包摂を含め、女性の権利を改善する際に、多くの進歩が遂げられてきた。この間、中国における女性の提携は新しい達成度に到達した。中国は、COVID19 ウィルスと闘うために国を挙げてあらゆる資源を動員してきたが、女性はここでカギとなる役割を果たしている。これが中国における女性の提携を体現している。しかし、比較的若い集団で、女性は男性よりも極度の貧困に陥る可能性が25%高い状態で、男女間にはまだ不平等が残っている。多くの女性は、不均衡な開発、戦争、気候変動及びその他の課題に深く苦しんでいる。女性が開発において平等を共有することを保障し、教育と健康への権利を含め、組織的に女性の権利保護を改善し、社会保護におけるジェンダー格差を明らかにし、女性の権利に関する国際協力を強化することが必要である。これら目標を達成する際に、先進国が開発途上国を継続して助けるよう希望し、中国はそうするためにパートナー国と協力したいと思っている。

パネリストのステートメント:

1. Ms. Phumzile Mlanbo-Ngcuka 国連ウィメン事務局長: 「北京宣言」の採択は、道程表であった。ジェンダー平等を達成する努力は強化されてきた。北京は、国々に、女性を差別する規範や固定観念に重点を

置かせた。世界は、ジェンダー平等の達成に向けた途上にある。しかし、進歩は遅く、かなりの押し戻しもあった。世界は、保健と教育への女性と女児のアクセスにおいてはかなりの進歩を目の当たりにしてきた。しかし、労働力参加において世界的なジェンダー格差が停滞している状態で、経済の前線では進歩は受け入れがたいほどに遅かった。雇用されている者の中で、58%の女性が非正規セクターで働いており、これは女性が繁栄よりも貧困にずっと近いままであることを意味している。女性と女児に対する暴力となると、これは依然として沈黙の疫病的危機のままである。停滞を克服しジェンダー平等に向けた触媒となる重要な横断的レベルがいくつかある。これには、財政資金の動員を通じた適切な資金調達が含まれる。だからこそ国連ウィメンは、女性と女児のための具体的な形勢を一変させる結果を出し、北京の約束を果たすために、メキシコやフランスと共に、「世代間平等フォーラム」を開催しているのである。

2. Ms. Bandana Rana 女子差別撤廃委員会副議長: 暴力のサヴァイヴァーと直接協力し、女性のシェルターを設立し、共同で設立した様々なネットワークを通して、草の根から国レベル・世界レベルまで活動した。今日、国連女子差別撤廃委員会は、北京でなされた公約のインパクトを評価できる正しい場所である。北京の公約の実施を促進する際の国の説明責任を強化する際に、委員会は極めて重要であった。国際社会は、測定できなければ実施もできない。だからこそ委員会はその建設的対話と勧告を通して国々がその進歩を測定する手助けをしているのである。国際社会は、女性の抑圧の底辺にある構造的障害に対する世界的なバックラッシュを目撃している。何十万人もの女性が、毎年、妊娠の併発症で亡くなり、議員の4分の1にも満たない数が女性である。効果的な制度を創設し、女性とその権利を実現するために適切な資金が配分される必要がある。世界は後退している余裕はないので、2020年は実施の促進された行動のための中心的舞台となるべきである。

3. Ms. Magalyys Arocha-Doiguez 人権とジェンダー平等専門家: 25年前の北京会議の基礎を築いたメキシコペンハーゲン、ナイロビ会議に現れ、貢献したすべての女性の権利擁護者たちを記念する。ラテンアメリカとカリブ海の女性は、この闘いの重要な記念碑である1994年の「マル・デル・プラタ行動計画」に関する協力の結果として、北京会議にやってきた時、戦略的団結を有していた。北京会議の幅広い夢の中にはまだ満たされていないものがあることを残念に思う。女性の貧困は、世界の部分で、女性労働のほとんど奴隷のレベルにまでつながってきた。子どもの妊娠は、いまだに問題であり、女性に対する性暴力を支える女性差別の狂信者と性的固定観念は世界中で対処されなければならない。女性の平等は、孤立の中では達成できず、正しい社会の枠組の中で達成されなければならない。女性差別の狂信者、人種差別主義者、男性支配の社会が残っている限り、ジェンダー平等はなかろう。

討論:

発言国と団体: 南アフリカ、ブラジル、モザンビーク、フランス、ナミビア、モンテネグロ、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、ブラジル(ポルトガル諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、アンゴラ、カタール(アラブ・グループを代表)、欧州連合、ウルグアイ(諸国グループを代表)、バングラデシュ(諸国グループを代表)、ジブティ(フランス語圏を代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、バハマ(カリブ海共同体・共通市場を代表)、モルディヴ(後発開発途上国・小島嶼開発途上国を代表)、韓国(メキシコ、インドネシア、トルコ及びオーストラリアを代表)、スウェーデン(北欧・バルチック諸国を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、国際開発法機関、食糧農業機関、性と生殖に関する権利センターInc.人口開発アクション・カナダ、国際法律家委員会、婦人国際補岩自由連盟

発言者たちは、女性と女児に対する重複し重なり合う形態の差別を認めた。ジェンダー平等を達成する

際の課題は、多くのセクター、特に性と生殖に関する健康、家庭生活、雇用の分野に依然として残っている。女性の経済的解放は、各国政府が企業セクターを含めた多様なステイクホルダーと協力し、育児の共有を支持しない限り、達成できないであろう。発言者の中には、より生産性を上げるために女性が資源にアクセスしてこず、これが代わって開発途上国の農業、林業、漁業の分野で否定的影響を与え、農山漁村の貧困と栄養不良を助長していることを想起した者もあった。国家は、女性に対する暴力を撤廃し、政治的代表者数のみならず、保健ケアと教育へのアクセスを改善する際に積極的であった。

残念なことに、国々にわたって進歩は均等ではなく、世界中で大多数の女性は、平等な権利を享受していない。身体的自立の原則を保護するのみならず、平等と料金が手頃な性と生殖に関する健康ケアを確保できないことが、依然として、女性と女児の死亡の主要な原因の一つである。女性と女児の権利を抑制するために、しばしば宗教、文化、伝統を引き合いに出す傾向のある家父長的構造と価値を崩すことが必要である。従って発言者たちは、女性の権利へのそのような攻撃に対して闘うよう各国に要請した。彼らは、平和は女性の権利の別個の自由連合ではないことを残念に思い、軍縮が平和の前提条件であると述べた。従って、彼らは、その報告書にジェンダー化した紛争の分析を含めるよう人権理事会に要請した。彼らは、預言的分析とその他の形態の人口知能が、既存のデータに反映されている伝統的なジェンダー偏見と人種的偏見を再生産する可能性が高いことも警告した。

法の支配は、男女間の根強い司法の格差のためにジェンダー平等の達成を可能にするものとして推進されるべきであることを強調した発言者もあった。司法への平等なアクセスは、女性と女児、特に農山漁村地域で暮らしている者と障害者の生活に真の変化を起こすことができよう。従って、発言者たちは、女性と女児のための司法へのアクセスにどのように投資を動員できるのか訝った。彼らは、気候変動の否定的結果を止める際の役割のみならず、平和と安全保障における女性の役割も強調した。

意思決定機関における女性の代表者数に関しては、発言者たちは、高い地位における女性の存在を強化する措置と法律を引用し、真のエンパワーメントは、トップから始まるべきであると述べた。女性は何の差別もなく指導的地位を占めことができるべきである。人権と女性の権利に関する法律を覆し、女性団体と人権団体の他の資金を減少させることを目的とする社会・政治運動の高まりを想起して、発言者たちは、政府がその押し戻しと闘い、青年をかかわらせ、その意味ある参画を目的とし、女性の権利を北京+25のプロセスの中心に据えなければならないことを強調した。「北京宣言」の25周年は、ジェンダー平等において遂げられた進歩を見直し、北京のアジェンダの規範的枠組を果たす国家の集団的責任を評価する機会である。北京のアジェンダの完全実施には、変革的法律、組織的変革、強力な財政寄付及び多国間協力が必要であろう。

まとめ:

1. Phumzild Mlambo-Ngcuka: 気候正義のためのフェミニスト行動、リーダーシップのためのフェミニスト運動を含め、国連ウィメンが重点を置いてきた作業のいくつかの領域を強調する。停滞を克服し、ジェンダー平等に向けた進歩を触媒するための横断的レベルがいくつかあり、これには、平等のための資金調達、すべての差別法の除去、法律と慣行におけるジェンダー格差を埋めること、ジェンダー平等のための制度的メカニズムを強化することが含まれる。「国連行動の10年(2020-2030年)」を楽しみに待ち、国連ウィメンはメキシコとフランスが開催する「世代間平等フォーラム」を招集している。加盟国にはこのプロジェクトに加わってもらいたく、民間セクターの参画が確保されているが、市民社会がジェンダー平等を達成するための核心となるであろう。
2. Bandana Rana: 女性の権利に関する進歩は遂げられてきたが、問題が根強く残っており、その主たる

も女性に対する暴力である。この問題に対処する際に、心の持ちように対処することが絶対に必要であり、建設的対話を確保するために男性・男児・宗教指導者をかかわらせることが有用な方法である。この作業は、名を挙げて辱める行為よりもよりジェンダーに配慮したその作業においてグループを助ける行為でなければならない。この作業を手助けするために委員会にできるだけ多くの情報を提供するよう、加盟国、人権擁護者、NGO に要請する。委員会は、今、女性の権利に関する勧告の進歩に関して報告することを委員の義務としてきた。

3. Magalys Arocha-Dominiguez: 格差はいくつか未だに存在し、重なり合う差別がさらに探求されなければならない。農山漁村女性または先住民族女性または例えば、搾取されている季節労働者のような特定のセクターの脆弱性についてしばしば語る時、実際は重なり合う差別について語っているのである。国連女子差別撤廃委員会は、もっとうまく利用されなければならない。重なり合う差別の指標が開発されなければならない。NGO、婦人国際平和自由連盟、性と生殖に関する権利センターは、重要な問題を提起し、委員会に関連する証拠を提出したことで感謝される。

2月25日(火)午前(11時より)・昼 第5回会議

高官セグメントステートメント

1. Mr. Nikos Christodoulides 閣下 キプロス外務大臣
2. Mr. Sergey Lavrov 閣下 ロシア連邦外務大臣
3. Mr. gordan Grilic Radman 閣下 クロアチア外務・欧州門体大臣
4. Mr. Xohrah Mnatsakanyan 閣下 アルメニア外務大臣
5. Ms. Katrin Eggenberger 閣下 リヒテンシュタイン外務対人
6. Mr. Jean Asselborn 閣下 ルクセンブルグ外務大臣
7. Ms. Shireen M. Mazsti 閣下 パキスタン人権大臣
8. Ms. Marija Pejcinovic Burie 閣下 欧州会議事務局長
9. Mr. Don Alfonso Nsue Mokuy 閣下 赤道ギニア人権ぼー第3副大臣
10. Mr. Bruno Eduardo Rodriguez 閣下 キューバ外務大臣
11. Mr. Jacek Czaputowicz ポーランド外務大臣
12. Mr. Marcel Amon-Tanoh 閣下 コーティヴォワール外務大臣
13. Mr. Jorge Ssreaza Montserat 閣下 ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国外務大臣
14. Mr Gudlaugur Thor Thordarason 閣下 アイスランド外務大臣
15. Mr. Mustapha Sl Ramid 閣下 モロッコ人権大臣
16. Mr. Ahmed Al Jarman 閣下 アラブ首長国連邦人権・国際法大臣補
17. Mr. Barry Faure 閣下 セイシェル外務・ブルー経済大臣
18. Mr. Alvin Botes 閣下 南アフリカ国際関係協力副大臣
19. Mr. Agron Tare 閣下 アルバニア欧州問題大臣政務官
20. Mr. Martin Povejsil 閣下 チェコ共和国外務副大臣
21. Mr. Eemon Gilmore 閣下 欧州連合人権特別代表
22. Mr. Yoosef Al Othaien 閣下 イスラム協力団体事務局長
23. Ms. Adriana Mejia 閣下 コロンビア外務副大臣

24. Mr. Cornel Feruta 閣下 ルーマニア外務副大臣

2月25日(火)午後 第6回会議

高官セグメント(継続)

25. Mr. Abdulla Shahid 閣下 モルディヴ外務大臣

26. Mr. Miroslav Lajcak 閣下 スロヴァキア外務欧州問題大臣

27. Mr. Nikolaos-Georgios Dendias 閣下 ギリシャ外務大臣

28. Mr. Pedro Brolo Vila 閣下 グアテマラ外務大臣

29. Mr. Pradeep Kumar gyawali 閣下 ネパール外務大臣

30. Mr. Mohamed Ali Alhakim 閣下 イラク外務大臣

31. Mr. Palamagamba abudi 閣下 タンザニア連合共和国外務大臣

32. Mr. Aurelin Ciocoi 閣下 モルドヴァ外務欧州統合大臣

33. Mr. Geoffrey Onyeama 閣下 ナイジェリア外務大臣

34. Mr. Goel Hernandez 閣下、米州機構米州人権委員会コミッショナー・大統領政務官

35. Ms. 尾身朝子閣下 日本外務政務官: COVID19 の勃発に直面して、日本政府は、その国籍に関わりなく、我が国で苦しんでいる人々にケアを提供し続けている。ウィルスの結果として、東アジア出身の人々の中には、差別に直面している人々がいることに懸念を表明し、万人に公正な治療を保障するよう各国に求める。京都会議が今年後半に開催され、法の支配の推進を強調するであろう。2020年夏には、オリンピックとパラリンピックが開催され、ゲームの間中、人権が完全に尊重され、「持続可能な開発目標」の達成に貢献するであろう。日本は、ミャンマーを含め、いくつかの国々と2国間人権対話を開催してきた。ラカイン州の人権侵害の申し立てに関しては、ミャンマー政府は、この紛争の独立した捜査に協力することを受け入れた。朝鮮民主主義人民共和国の拉致の問題も提起し、この問題に関して日本が提起した懸念に対処するよう北朝鮮政府に求める。日本は、近年子どもの権利に重点を置く措置を取っており、子どもの権利委員会に子どもの権利に関する日本人専門家を出すつもりであり、この候補者を支援するよう各国に求める。慰安婦問題が提起されているが、日本は韓国政府にこの問題に関して日本と達した合意を守るよう求める。

36. Ahmad f Winbledon 卿閣下 英連邦大臣、紛争中の性暴力防止国連南アジア英国首相特別代表

37. Mr Andrej Zhernovski 閣下 北マケドニア外務副大臣

38. Mr. Mohamed El Hassen Ould Beukhreiss 閣下、モーリタニア人権コミッショナー

39. Ms. Jan Beagle 閣下 国際開発法団体事務局長

2月26日(水)午前 第7回会議

高官セグメントのステートメント(継続)

40. Ms. Antonella Ndembet 閣下 ガボン法務大臣

41. Mr. Kyaw Tint Swe 閣下 ミャンマー連邦大臣

42. Mr. Malick Coulibly 閣下 マリ法務・人権大臣

43. Mr. Sixgtus Habofanoe Lehana 閣下、レソト法務・憲法問題・人権大臣

44. Mr. Ziyambi Ziyambi 閣下、ジンバブエ法務大臣

45. Mr. Antre Lite Aseben 閣下 コンゴ民主共和国人権大臣
46. Mr. Dinesh Gunawardena 閣下 スリランカ外務・スキル開発・雇用・労働大臣
47. Ms. Helena Mageus Kida 閣下 モザンビーク法務・憲法問題・宗教問題大臣
48. Mr. Abdullatif Bin Rashid Aizayani 閣下 バーレーン外務大臣
49. Ms. Karla Cueva 閣下、ホンデュラス人権大臣
50. Mr. Ramiz Hasanov 閣下 アゼルバイジャン外務副大臣
51. Mr. Peko Doykov 閣下 ナミビア法務副大臣
52. Ms. Maminata Ouattara Ouattara 閣下 ブルキナファソ人権大臣
53. Mr. Vikas Swarup 閣下 インド外務省大臣政務官
54. Mr. Erki Kodar 閣下 エストニア外務副大臣
55. Mr. Jose Ruperto Martin M. Andanar 閣下 フィリピン大統領通信活動事務所大臣
56. Mr. Matej Marn 閣下 スロヴェニア外務副大臣
57. Mr. Samuel Luae Loinsuk 閣下 南スーダン多国間問題事務局長
58. Mr. Ftancisco Rojas Arvena 閣下 平和大学学長
59. Ms. Gillian Triggs 閣下、国連難民高等弁務官事務所保護高等弁務官補
60. Mr. Cristoper Ballinas Valdes 閣下 メキシコ外務省人権民主主義事務局長
61. Ms. Paricia Scotland 閣下 英連邦事務局長
62. Mr. Nemanja Stebanovic 閣下 セルビア外務大臣

2月26日(水)午後 第9回会議

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書、高等弁務官事務所及び事務総長報告書

東エルサレムを含むバレスチナ非占領地でのすべての国際法違反に対する説明責任と司法を保障することに関する人権高等弁務官事務所の報告書に関する意見交換対話

提出文書:

東エルサレムを含むバレスチナ被占領地でのすべての国際法違反に対して説明責任と司法を保障する
---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/43/21)

報告書プレゼンテーション: Ilze Brands Kehris 国連人権事務総長補

当該国ステートメント: バレスチナ国、イスラエルは欠席

討論: パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、カタール(アラブ・グループを代表)、バクグラデシュ、イラク、サウディアピア、バーレーン、スロヴェニア、南アフリカ、パキスタン、ルクセンブルグ、ナミビア、キューバ、マレーシア、ヨルダン、クウェート、チュニジア、モロッコ、アイルランド、エジプト、ロシア連邦、シリア、イラン、スペイン、モザンビーク、トルコ、ヴェネズエラ、アルジェリア、インドネシア、レバノン、中国、リビア、スウェーデン、アラブ首長国連邦、スーダン、ソマリア、フランス、アルバニア、オマーン、NGO 調査機関、国際人種差別撤廃団体、国連監視機構、カイロ人権学研究所、Al-Haq 人に仕える法、人権推進モータニア協会

まとめ: Ilze Brands Kehris

エリトリアの人権状況に関する口頭での最新情報に関する意見交換対話

提出文書:

エリトリアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/53)

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Daniela Kravetz エリトリアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: エリトリア

討論

まとめ: Daniela Kravetz

2月27日(木) 午前 第10回会議

議事項目2(継続)

国連人権高等弁務官の年次報告書のプレゼンテーション

提出文書: 国連人権高等弁務官の年次報告書(A/HRC/43/3)(翻訳は「公式文書」を参照)

報告書のプレゼンテーション: Michelle Bachelet

ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム・マイノリティ及びその他のマイノリティの人権状況に関する意見交換対話

提出文書:

ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム・マイノリティとその他のマイノリティに対する人権侵害の根本原因に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/43/18)

報告書プレゼンテーション: Michelle Bachelet 人権高等弁務官

理事会は、決議第39/2号に従って、ロヒンギャを含むミャンマーにおける民族的・宗教的マイノリティが受けている侵害と虐待の根本原因に関する報告書の提出を受けた。報告書に建設的なインプットを提供する際のミャンマー政府のかかわりを見て嬉しく思う。

報告書に述べられているように、宗教的・民族的マイノリティに対する差別と排除は、半世紀以上にわたってミャンマーの法律と政策の多くを特徴づけて来た。これらは、暴力、極度の貧困、搾取及び剥奪を助長し、永続化してきた。特に、1982年の「市民法」は、ロヒンギャ及びその他のムスリムのかなりの母集団を無国籍にし、その脆弱性を複雑化した。

さらに、国全体の民族的・宗教的マイノリティは、様々な程度に軍の手で重大な人権侵害を受け、軍の反政府活動抑制と戦略が、時には文民をわざと標的にすることを含んできた。民族的・宗教的マイノリティは、程度は低いだが、民族的武装集団による虐待も受けてきた。

国際説明責任メカニズムの中には、ミャンマーで行われた申し立てられた国際犯罪に関連して手続きを開始してきたところもある。

この侵害の根本原因は、複雑で、多面的で、長く続いたものである。この多面的な人権課題を紐解き、解明するには、解決策を明らかにする前提条件として、歴史的・政治的・経済的・社会的側面を理解することが必要である。

深く根付いた刑事責任免除、脆弱な法の支配及び文民の軍の監視の欠如のみならず、ミャンマーにおける民主主義の欠陥が主要な要因であった。

経済的利益も重要な牽引力であり、強制移動を煽り、不平等を深め、マイノリティの社会から生存のた

めの基本的手段を奪ってきた。特に性暴力とジェンダーに基づく暴力を通して女性と女兒に与える社会的・経済的インパクトは、特に厳しいものであった。

最近の排外主義と暴力の急増も、一つにはミャンマーの現在の何十年にもわたる独裁支配からの移行のストレスと不安定のせいでもある。ソーシャル・メディアの一般のアクセスの劇的な拡大が過激主義と超国籍主義運動が憎悪と暴力を唆すメッセージを宣伝することを可能にし、共同体の緊張を煽ってきた。ロヒンギャ・ムスリムとその他のマイノリティ社会に対するエスカレートする偏見と唆しに対処する行動をとるよう政府に要請する。宗教間の理解と協力、Panzagar(花のスピーチ) キャンペーンのような市民社会のイニシアティブが奨励され、支援されるべきである。

さらに、私の報告書は、ミャンマーにおける多様性と平等、宗教的・民族的マイノリティの権利保護、そして究極的には平和と和解のためのより多くのスペースを育成する手助けとなるその他のいくつかの措置を強調している。マイノリティの権利に対処することは、ミャンマーが紛争を解決し、平和を築き、民主的移行を堅固にするための基本であろう。真の説明責任と軍の文民による監視を確保するためには断固とした措置が必要である。法的・政策的改革は、市民権に関するものを含め、必要とされる。教育改革は、新たな国民としてのアイデンティティ感を奨励し、多様性と寛容を推進できよう。移行司法プロセスは、深い分裂を癒すことができる。

今年の選挙、現在の憲法改正の議論、そして継続中の和平プロセスは、過去に対処し、未来の共通の夢を形成する重要な機会である。平等、非差別、相互尊重の価値に基づく社会を再建することは、長年の抑圧と紛争の後で、国全体にわたって、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実現するカギともなるであろう。

OHCHR と国連システムは、これら根本原因に対処し、報告書の勧告を実施するために、政府を支援する用意があることを繰り返し述べる。

当該国ステートメント: ミャンマー

討論: パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、ドイツ、オーストラリア、バングラデシュ、リヒテンシュタイン、**日本**、イラク、サウディアラビア、フィリピン、フランス、インド、パキスタン、エクアドル、マレーシア、ヨルダン、オランダ、チュニジア、リトアニア、アイルランド、エジプト、ラオ人民民主主義共和国、ギリシャ、ロシア連邦、トルコ、ヴェネズエラ、インドネシア、アルバニア、セネガル、中国、英国、ノルウェー、朝鮮民主人民共和国、ガンビア、マレーシア人権委員会、国際人さゆ差別撤廃団体、全世界基督教徒連帯、アジア人権開発フォーラム、国際法律家委員会、アロネスティ・インターナショナル、世界ユダヤ人会議

まとめ: 人権高等弁務官: 代表団が、ミャンマーにおける説明責任の問題を提起し、理事会の行動のお陰で、すでに説明責任行動を推進するために強力な国際行動があった。国際司法裁判所と国際刑事裁判所で、手続きが進行しており、証拠を集めるために、国際独立捜査メカニズムが設立された。ミャンマーは国際メカニズムと協力するべきである。この間、ミャンマーは、独立調査委員会が最近その報告書を完成した状態で、独自の国内プロセスを追求している。これが真実、本当の刑事司法プロセス、適切な社会の救済策を完全に認めることに繋がるかどうかはまだわからない。軍が、違反に対して訴追された孤立した事件が 2,3 あったが、結果は必ずしも完璧ではなかった。長期間、ミャンマーは幅広い一連の国際司法措置から利益を受けるであろう。これは制度的改革をたらし、和解を推進することができよう。軍を完全な文民の監督と管理の下に置くことが、この点での基本である。多分、憲法改正プロセスは、何らかの機会を提供できよう。市民社会はいまだに制限されており、政府は人権を推進する者たちに対して反対行動を

とっている。これが、選挙中の危険を高めものとみられている。その他のマイノリティの間でさえ、ロヒンギャに対する同情はなく、これは幅広い偽情報キャンペーンの結果であると考えられる。市民社会内に、人々をまとめる花運動がある。政府はある程度性暴力に関して協力しているが、独立調査委員会は、この問題を完全に退けてきた。東南アジア諸国連合が、和平プロセスに含まれるべきである。

2月27日(木)午後 第11回会議

議事項目2(継続)

-国連人権高等弁務官年次報告書及びグアテマラ、ホンデュラス及びコロンビアに関する報告書

-ニカラグアにおける人権の推進と保護

-エリトリアの人権状況

-イエーメンの人権状況

-ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況

-スリランカの和解・説明責任・人権の推進

-イラン・イスラム共和国の人権状況

-キプロスの人権問題

提出文書:

グアテマラの人権状況---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/43/3/Add.1)

ホンデュラスの人権状況---ホンデュラスの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/43/3/Add.2)

コロンビアの人権状況---コロンビアの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/43/3/Add.3)

スリランカに関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/43/19)

イラン・イスラム共和国の人権状況---事務総長報告書(A/HRC/43/20)

東エルサレムを含むパステナ被占領地でのすべての国際法の違反に対する説明責任と司法を保障する---国連人権高等弁務官報告書(AHRC/43/21)

キプロスの人権問題に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/43/22)

報告書プレゼンテーション: Michelle Bachelet

イエーメンの状況に関しては、いくつかの行政区にわたる戦闘が最近急上昇していることを残念に思い2020年の最初の2か月で49名の子どもを含めた74名が殺害されたと報告されたが、真の数字はもっと高い可能性がある。飢餓、栄養失調、保健ケアの欠如がイエーメン全体に広がっており、大規模な人権侵害につながっている。さらに、子ども結婚、学校の閉鎖、子ども兵士の徴兵は、子どもが特に悪影響を受けていることを意味する。事実上の政府が、高等弁務官の代表がサナアにアクセスすること拒否したことに懸念を表明し、これを考えなおすよう求める。すべての紛争当事者が国際法を尊重し、文民を保護するよう要請する。

エリトリアの報告書に関しては、それぞれエチオピアとジブティとの和平協定と協力協定の署名にもかかわらず、エリトリアにおける人権状況は、政府が市民のスペースを支配している状態で、目に見える改善はなかった。自分の宗教的信念を行っている者のみならず、反対派の人物の逮捕に困っている。高等弁務官事務所は、裁判官、障害者の権利及び上下水道への権利の強化を含め、カギとなる人権の領域で技

術支援を繰り返し申し出てきた。

イランの報告書に関しては、子どもの罪人を含めた死刑のセクションに言及する。これに対処する政府の努力は認めるが、子ども罪人に対して死刑を用いることを厳しく禁止するよう繰り返し要請する。平和的な抗議のために厳しく罰せられ続けている人権擁護者、特に女性の活動家に対する差別を強調する。食糧、薬剤、その他のサービスの利用可能性に与える制裁のインパクトは、社会の最も脆弱な人々に衝撃を与えてきた。2019年11月の抗議中の安全軍の取り締まりを捜査するとの公約はまだ実現していない。

スリランカに関する報告書に関しては、人権理事会決議第30/1号の下でのスリランカが合意したものからかなりそれている新政府の取組を残念に思う。民主的構造の一部をなしている機関と認められた市民社会のスペースを強化するよう政府に要請する。ジャーナリストの調査とハラスメントの更新された報告書は、特にタミールとムスリム・マイノリティに向けられる不寛容の程度が上がっていることと同様に懸念される。

キプロスに関する報告書に関しては、継続中の島の分割は、人権の完全享受に対する障害となっている。生命への権利、行方不明の人々、非差別、宗教の自由に関する懸念が、定期された数多くの問題の中にある。2つの共同体の協力を育成している多くのグループの作業を推奨し、相互の対話のためのより強力な努力を要請する。

ニカラグアに関する報告書に関しては、人権侵害は、2019年9月の私の報告書以来止んでこなかった。低下する経済状況と国からのニカラグア人の脱出は重大な懸念である。ニカラグアを専門にしている地域チームは、国内の人権侵害と声を上げる者に対する脅しの数百名の証人と面接してきた。提起された問題に対処し、ニカラグア人の安全な帰還を保証し、国内のメディアの自由を保護するよう政府に要請する。

コロンビアに関する報告書に関しては、コロンビア革命軍と達した和平協定のすべての側面を実施するよう政府に要請する。社会的抗議に対する継続中の軍の使用について懸念を表明し、人権侵害、特に農山漁村と民族的マイノリティの人権侵害の報告を捜査するよう検察庁に要請する。

グアテマラの状況については、選挙が2018年になんの事件もなく行われたが、司法の独立と汚職との闘いの頓挫は懸念される。高いレベルの不平等が国で永続化されているが、国民の生活条件を改善するとの政府の公約は歓迎する。他の脆弱な集団のみならず、先住民族母集団の権利の完全尊重を要請する。

ホンデュラスに関する報告書に関しては、経済的不安定と高いレベルの強制移動を含め、国の複雑な社会的・政治的情況を認め、帰還者の再統合を保証するよう国を奨励する。刑務所には程度の高い暴力があり、人権擁護者、特に先住民族社会出身の人権擁護者への攻撃に懸念を表明する。

OHCHRのヴェネズエラ事務所の作業に重点を置いて、3月10日に、国の人権状況に対処するつもりである。前回の口頭による最新情報以来OHCHRに与えられたアクセスを評価し、OHCHRによる3つの拘束センターへの訪問に関して報告する。2020年の政治犯の中には釈放される者もあるが、すべての政治犯の釈放を要請する。OHCHRは、現在、2019年9月の政府との「理解覚書」の実施を評価している。

当該国ステートメント: コロンビア、グアテマラ、ホンデュラス、キプロス、イラン、ニカラグア、ヴェネズエラ、イエーメン、スリランカ、エリトリア

一般討論

ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、クロアチア(欧州連合を代表)、モロッコ(モロッコ王国の領土の完結性を支持する26か国

グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ルクセンブルグ(国際刑事裁判所友好国グループを代表)、東ティモール(諸国グループを代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、スイス(諸国グループを代表)、ルワンダ(保護する責任友好国グループを代表)、スイス(諸国グループを代表)、英国(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、マーシャル諸島(諸国グループを代表)、パキスタン、チェコ共和国、ドイツ、ブラジル、カタール、オーストラリア、リビア、メキシコ、インド、バングラデシュ、ナミビア、フィリピン、**日本**、ブルキナファソ、イタリア、チリ、オランダ、ウルグアイ、スペイン、ヴェネズエラ、ナイジェリア、カメルーン、ウクライナ、ネパール、ペルー、アルメニア、スロヴァキア、デンマーク、スーダン、カナダ、スイス、エジプト、スロヴェニア、キューバ、フィンランド、ベラルーシ、リヒテンシュタイン、ポルトガル、ザンビア、南アフリカ、エクアドル、ハンガリー、コスタリカ、ヨルダン、サウジアラビア、エルサルヴァドル、チュニジア、モロッコ、アイルランド、モンテネグロ、ミャンマー、アゼルバイジャン、ギリシャ、ロシア連邦、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、トルコ、ノルウェー、タイ、スウェーデン、アルジェリア、モルディブ、パラグアイ、ボリヴィア、ルクセンブルグ、ジャマイカ、中国、エチオピア、英国、ベルギー、ジョージア、米州機構、ラオ人民民主市議共和国、モンゴル、マルタ、ヴェトナム、アイスランド、チャド、カンボディア、イラク、フランス

日本のステートメント: 日本は、ヴェネズエラで報告されている人権侵害を心配しており、事実確認ミッションがこの国の人権状況に改善に貢献できることを希望している。日本はイランの人権状況を改善する手助けをするために、この国との2国間対話に関わるつもりであり、COVID19の蔓延を抑制するために他の国々との協力を継続するつもりである。日本は、ウィルスのために、東アジア出身の人々の不正な扱いの報告に依然として困っている。

2月28日(金) 午前 第12回会議

議事項目2(継続)

一般討論(継続)

___ グアテマラ人権委員会、ホンデュラス人権委員会(ビデオで)、スリランカ人権委員会、差別自主主義反対国際運動、フランシスカン・インターナショナル、Synergie Feinine Pou La Paic Et Le Developpement Durable、アメリカ法律家協会(サハラ人権委員会の200以上の団体を代表)、国際人権同盟連盟、国際和解フェローシップ、Zero pauvre A、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、正しい生計賞財団、国際民主弁護士協会、カイロ人権学研究所、アフリカ文化インターナショナル、国際人権サービス、アジア人権開発フォーラム、国際女性平等協会、国際検閲反対センター、性と生殖に関する権利センター、開発途上国との協力ヒューマニスト機関、Reseau international des droits humains、アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会、アメリカ・マイノリティ国際人権協会、司法・国際法センター、Association d'entraide Medicale Guinea、世界ムスリム会議、CVICUS---世界市民参画同盟、Oidhaco, Bureau International des Droits Humains---Action Colombia、Solidarite Suisse-Guinee、PasumaiThaayagam 財団、Organisation internationale pour les pays les moins avances、人権学中国協会、国際仏教徒救援団体、Iuventum e.V.、国際人種差別撤廃団体、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desparrollo Social、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、スイ

ス国際平和旅団、権利と自由のための TOBE 財団、Rencontre Africaine pour la defense ses sdroite de l'homme、女性国際民主連盟、人間の運動行動、コロンビア法律家委員会、女性の人権国際協会、暴力被害者擁護団体、人権監視機構、Commission Africaine des Promoteurs de la Sante et des Droits de l'homme、世界高齢化行動、国際国連青年学生運動、人権情報訓練センター、協議のための友好国世界委員会、世界拷問禁止団体、Associagtion Culturelle des Tamols en France、Tendral 協会、Association des etudiants tamouls de France、Mouvement contre le racism et pour l'amitie entre les neuoles、解放、世界平和会議、Association Bharathi Centre Culturel Franc---Tamoul、地域社会人権アドヴォカシー・センター

議事項目 3: すべての人権、開発へ権利を含む市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者報告書 (A/HRC/43/49)

上記報告書付録---コモロへの訪問(A/HRC/43/49/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Nils Melzer 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

当該国ステートメント: コモロ

討論

特別報告者中間コメント

2月28日(金)午後 第13回会議

議事項目 3(継続)

拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論

特別報告者まとめ

障害者の権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

障害者の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/41)

上記報告書付録---クウェートへの訪問(A/HRC/43/41/Add.1)

上記報告書付録---カナダへの訪問(A/HRC/43/41/Add.2)

上記報告書付録---ノルウェーへの訪問(A/HRC/43/41/Add.3)

上記報告書付録---クウェートのコメント(A/HRC/43/41/Add.4)

上記報告書付録---カナダのコメント(A/HRC/43/41/Add.5)

上記報告書付録---ノルウェーのコメント(A/HRC/43/41/Add.6)

報告書プレゼンテーション: Catalina Devandas 障害者の権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: カナダ、カナダ人権委員会、クウェート、ノルウェー、ノルウェー国内人権委員会

意見交換対話

特別報告者中間コメント

意見交換対話

特別報告者中間コメント

3月2日(月) 午前 (第14回会議)

議事項目3(継続)

安全で清潔で健全で持続可能な環境の享受に関連する人権責務に問題に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

健全な環境への権利: 好事例---安全で、清潔で、健全で、持続可能な開発の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/53)

上記報告書付録---フィジーへの訪問(A/HRC/43/53/Add.1)

上記報告書付録---ノルウェーへの訪問(A/HRC/43/53/Add.2)

上記報告書付録---フィジーのコメント(A/HRC/43/53/Add.3)

環境に関連する人権に関する国・地域レベルでの国々の好事例---安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者概要報告書(A/HRC/4/54)

報告書プレゼンテーション: David R. Boyd 人権と環境に関する特別報告者

当該国ステートメント: フィジー、ノルウェー、ノルウェー国内人権機関

意見交換対話

中間コメント: David R. Boyd

意見交換対話

まとめ: David R. Boyd

外国の負債が人権の完全享受に与える影響に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書

民間の負債と人権---国家の外国の負債及びその他の関連国際金融責務が人権、特に経済的・社会的・文化的権利に完全享受に与える影響に関する独立専門家報告書(A/HRC/43/45)

上記報告書付録---ボリヴィアへの訪問(A/HRC/43/45/Add.1)

上記報告書付録---モンゴルへの訪問(A/HRC/43/45/Add.2)

上記報告書付録---ボリヴィアのコメント(A/HRC/43/45/Add.3)

上記報告書付録---モンゴルのコメント(A/HRC/43/45/Add.4)

報告書のプレゼンテーション: Juan Pablo Bohoslavsky 国家の外国の負債及びその他の国際金融責務が人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家

3月2日(月) 午後 第15回会議

議事項目3(継続)

外国の負債が人権の完全享受に与える影響に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

当該国ステートメント: ボリヴィア、モンゴル

討論

まとめ: Juan Pablo Bohoslavsky

宗教または信念の自由に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

宗教また信念の自由---宗教または信念の自由に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/48)

上記報告書付録---オランダへの訪問(A/HRC/43/48/Add.1)

上記報告書付録---スリランカへの訪問(A/HRC/43/48/Add.2)

報告書プレゼンテーション: Ahmed Shaheed 宗教または信念の自由への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: オランダ、オランダ人権機関、スリランカ、スリランカ人権委員会

討論

中間コメント: Ahmed Shaheed 宗教と信念の自由への権利に関する特別報告者

討論

子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

子ども買春、子どもポルノ及びその他子どもの性的搾取資料を含めた子どもの売買と性的作詞種に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/40)(翻訳は「公式文書」を参照)

上記報告書付録---ブルガリアへの訪問(A/HRC/43/40/Add.1)

3月3日(火)午前 第16回会議

議事項目3(継続)

障害者の権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論

まとめ: Catalina Deandas 障害者の権利に関する特別報告者

宗教または信念の自由への権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論

まとめ: Ahmed Shaheed 宗教または信念の自由に関する特別報告者

子ども買春、子どもポルノ及び子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

報告書プレゼンテーション: Maud De Boer-Buquicchio 子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者

達成感と焦燥感かすかな希望の混ざり合った感覚で私の6番目で最後の報告書を提出する。このよう

な害悪を面前にして、この忌まわしい犯罪の根本原因と新しい表れを探求し、これをいかに防止し、根絶するかに関して勧告を出したので達成感である。子どもの売買と性的搾取の根深さが、このマンデートをこれまで通り関連性のあるものにしてしているので焦燥感である。しかし声を上げ、沈黙と無知の壁を打ち破るために立ち上がった勇気ある子どもたちと子ども被害者の状態に直面している何千人もの第一線の子ども保護担当官と法律執行担当官の献身のために希望はある。最後に、国々が、子どもの権利を保護し、ケアと回復サービスと司法へのアクセスを提供する努力を強化しているので希望である。しかしする必要のあることはまだたくさんある。

報告書は、すべてが「2030 アジェンダ」の下で対処されるべきこれら犯罪と効果的に闘うことを保障するために、生じる主要な課題を国際社会に合図することを意図している。最も脆弱な子どもたち、つまり貧困と排除に打ちひしがれている子ども、戦争地帯で暮らしている子ども、移動中または難民キャンプにいる子ども、障害を持つ子ども、施設にいる子ども及び取り残されている子どもに関する課題がある。サヴァイヴァーのための司法と賠償は減多に提供されない。防止がカギであり、戦略的取組が必要とされる。マンデートのレベルで、子どもの売買と性的搾取に関するデータの欠如が、進歩を妨げ続けており、「持続可能な開発目標」の特に 16.2 の道筋から外れているようである。地方及び国際レベルでの「目標」指標の開発が、誰も取り残さないことがどの子どもも売買と性的搾取から保護されること含むことを保障するよう希望する。もし世界が成功したいのなら、根本原因と取り組むことら始めなければならない。これには、子どもの売買と性的虐待または搾取が無視されず、大目に見られることもなく、受容されることともない環境が必要である。

ブルガリアへの訪問については、政府によって重要な作業がなされつつあるが、残る作業は子どもの長期ケアとリハビリを保障することである。少年法制度の改革を促進する必要性があり、子ども保護サービスとの調整を保障する必要性もある。政府は、子ども被害者に提供されるケアと回復サービスが十分な資金と職員を有することを保障するよう要請される。ブルガリア政府は、送り出し国、経由国、目的国といった他の国々との 2 国間及び国際協定を拡大するべきであり、市民社会セクターとの努力を調整するべきである。

当該国ステートメント: ブルガリア

討議:

発言者たちは、家父長的構造が女兒の性的搾取に対する需要を牽引する基本的要因であるので、家父長的構造を根絶しなければならないと述べた。彼らは、そのような構造が子どもの性的搾取を無視または大目に見ることにさえ繋がっていることに懸念を唱えた。性的搾取に対する脆弱性は、重複し重なり合う形態の差別と施設における子どもと成人との間の力の不均衡によってさらに悪化する。ニュー・テクノロジーの急速な進展、大移動の流れ、武力紛争及び人道危機の世界的憶測が買春と早期結婚並びにオンラインの性的搾取のような伝統的形態の搾取を際立たせている。子どもは、強制移動させられる母集団の大きな割合を占めているので、学校に行く代わりに虐待とネグレクトの様々な形態にさらされる難民キャンプに行くよう宣告されている。適切な教育プログラムとガイダンスが、子どもたちが性的搾取と虐待がその権利並びに支援と矯正策を求めることとはかけ離れていることを理解する準備をさせる。発言者たちは、包括的な性教育が、性的搾取と暴力の被害者が権利を主張する手段を身につけることを保障するために不可欠であることを強調した。徹底した捜査と訴追が、子どもの性的虐待と搾取をめぐる沈黙の文化をなくすために極めて重要である。従って発言者たちは、子どもに優しい捜査と通報メカニズムについて説明し、好事例をいくつか提供するよう特別報告者に求めた。彼らは、観光の状況で、性的搾取を撤廃す

るために、子どもを性的に虐待するために犯人が旅する国々の間で国際社会はどのようにその努力を最もうまく調整できるのかも特別報告者に尋ねた。

発言者たちは、子どもの売買と性的搾取に対して適切に闘うために関連する法的枠組、並びに2国間、地域、国際協定を強化することが必要であることで特別報告者に同意した。同様に、「子どもの権利に関する条約」の3つの「選択議定書」の普遍的批准が、この現象に対するより良い闘いに貢献するであろう。地域がテロ集団によって攻撃されている国々は、子どもの売買と性的搾取の大変に重大な問題に直面している。発言者たちは、より断固として、この害悪を撤廃するためにより多くの資金を捧げるよう国々に要請した。子どもの売買と性的搾取及び人身取引から子どもを保護する国の努力は、国連条約機関、人権メカニズム及び地域政府間機関の作業の間の強化された調整と繋がりから利益を受けるべきである。ICTが、子どもの性的搾取を驚くほどに促進していることは受け入れ難い。しかし、発言者たちは、国際社会が、ニュー・テクノロジーが子どもの虐待を防止する際に果たすとのできる役割を過小評価するべきではないことも想起した。従って、彼らは、デジタル・セクターの民間の行為者がどのようにオンラインでの子どもの性的搾取との共通の闘いに貢献できるのかを特別報告者に尋ねた。

特別報告者中間コメント: Maud De Boer-Buquicchio

子どもの売買と性的搾取に重点を置き、根本原因に取り組むために、文化的パラダイムの変革を達成することが重要である。この一つの例は、男性の性的支配を推進する家父長的構造であり、これがのちに女性の性的搾取に反映されている。男児に影響を及ぼす男らしさの固定観念が、弱者とみられるために、男児が通報することを妨げてといる。これが社会のパラダイムであり、依然として隠れたものである。人種主義もたくさんあり、これら要因がすべて考慮に入れられなければならない。第二に、目を背ける傾向がある。家族は全員自分たちの子どもたちを大事にしているが、よその子どもたちを本当に大事にしているだろうか? 包括的な制度が必要であり、犯罪について公に発言することが必要である。子どもたちには虐待を通報するツールが与えられなければならない。大きな前進である最近の「観光条約」がある。犯人の可能性のある旅行者、航空業、空港とかかわるよう社会の意識を啓発する必要がある。ITは問題の一部であるが、防止し、発見し、教育するツールを提供できるので、解決策の一部でもある。適切な規制枠組が、説明責任を保障するために設置たされなければならない。

討議: 発言者たちは、子どもたちが、社会の最も脆弱な集団の1つとして、子ども買春とポルノを含め、世界中で多くの形態の不正と偏見を受け続けているという事実で重大な懸念を表明した。これは、「子どもの権利に関する条約」の30周年を祝っている時に起こっている。代表団は、特に社会的包摂と子どもの売買と性的搾取を根絶するための包括的な保護制度の達成の領域で、報告書に概説されている勧告に同意している。データと組織的な法律の欠如が、この問題を包括的に解決することを難しくしている。移動している子どもたちは、最も脆弱である。災害によって引き起こされる大量の強制移動と根こそぎにされることで子どもは暴力と虐待にさらされることになる。移動する子どもがある国々によって移動政策の政治的質種として扱われるという事実は、一層驚くべきことである。底辺にある要因に対処する包括的取組を通して初めて国際社会はそのような苦境を克服できよう。国々は、この問題の異なった側面と取り組む法的枠組を開発し、一般の人々の意識を啓発し、法律執行と関連する社会サービスの能力開発、サービスの提供及び加害者の犯罪化を含め、人身取引、子ども買春、ポルノから保護するために取りつつある措置を提供した。検察官と裁判官を含めた刑事司法制度の能力も、加害者の効率的な懲罰を提供するために提起された。

3月3日(水) 午後 第17回会議

議事項目3(継続)

子ども買春、子どもポルノ及び子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論

発言者たちは、子どもの売買と性的搾取が技術の進歩、紛争、移動及び強制移動のために一層広がってきていることが心配であると述べた。これと闘うには、国内・地域・国際レベルでの加害者と促進者に責任を取らせるための集団的行動が必要である。各国政府は、違反の根本原因に対処する努力を払わなければならない。データをより良く集める必要があり、子ども自身が意思決定に含まなければならない。教育においては、被害者であった子どもの特別なニーズが考慮に入れられなければならない。多くの国々は、いまだに売春または乞食行為で搾取される子どもの犯罪化を認めている。国際基準に沿って心理学とソーシャル・ワークの訓練を規制する必要がある。防止、支援、トラウマの癒しは、資格のあるソーシャル・ワーカーの専門知識を通して、最もうまく達成できよう。発言者たちは、子どもポルノに変わって子どもの性的搾取と子どもの性的虐待資料のようなオンラインの用語を用いることを提案した。この名称変更は、イメージ、ビデオ、起こっている行動の厳しさと犯罪性をより良く語っている。

「女兒」に関する総会決議で認められたように、女兒は子どもの売買と性的搾取によって最も悪影響を受けている。直面するかなりの危険から女兒と男児をより良く保護するために、すべての国々が差別的な態度と有害な社会規範に挑戦する戦略に投資しなければならない。包括的な権利に基づく防止戦略が、子どもの売買と性的搾取と闘うために必要とされる。反人身取引法はいわゆる「北欧モデル」を実施してきた欧州諸国の例に倣って、適切で、効果的であるために、受容を思いとどまらせ、減らし、てっぱいする非地を検討しなければならない。子どもは売ったり、買ったり、性的に搾取できる商品であるという考えを拒否する政治的・文化的取組を採用する必要もある。同じ取組が、子どもの売買ともなる商業的代理母の慣行に向けても適用されなければならない。特別報告者は、こういった型の犯罪の国境を超える側面、国の警察との協力の様々なやり方の標準化及び性的搾取の被害者の身元確認、支援、統合を扱うすべての国家機関の間の調整に重点を置くべきである。

まとめ: Maud De Boer-Buquicchio 子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者

報告書とマנדートについてコメントをくださったすべての人々に感謝する。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、誰も取り残さないという野心的なアジェンダを表している。これは人権が浸み込んでおり、国際人権法の期待に応えるものである。万人に届くものではないので、あまりにも遅い。「2030 アジェンダ」は、国内の完全に包括的な開発計画のための素晴らしいツールを提供している。データを生み出し進歩を示すことが重要である。進歩はあり、国々の中には早期結婚に関して大きな作業を成し遂げたところもある。しかし、性的搾取の領域では、統計の欠如が、実際、進歩を妨げている。すべての子どもに本当に到達しているだろうか、または自分たちの子どもだけを保護しているのだろうか？彼らにサービスが利用できるのだろうか、子どもの最高の利益が本当に考慮に入れられているのだろうか？この深刻な問題を解決することに本当に関心があるのだろうか？これらは、国際社会が取り組む必要のある問題であることを強調する。説明責任の問題が極めて重要である。誰にでも責任があり、子どもの虐待に眼を瞑ってはならない。各国に私の後継者を完全に支援するよう要請する。

発言国・団体: 欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、国連ウィメン、国連子ども基

金、ブラジル、ジブティ、トーゴ、ブルキナファソ、日本、レソト、マレーシアナミビア、ポルトガル、エジプト、ヴェネズエラ、カメルーン、中国、ナイジェリア、タンザニア、ソマリア、Standing Voice、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme、アムネスティ・インターナショナル、世界 Barua 団体、国際理解中国協会、Asociation pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、中国人権学協会、世界ユダヤ人会議

白皮症の人による人権の享受に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書

白皮症のインパクトを受けた女性と子ども---白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家報告書 (A/HRC/43/42)(翻訳は「公式文書」を参照)

上記報告書付録---南アフリカへの訪問(A/HRC/43/42/Add.1)

報告書のプレゼンテーション: Ikponwosa Ero、白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家

最近、足の親指を切り落とされ、後に魔術医師と称する者の手にあるのが発見された 92 歳の白皮症の女性について聞いた。白皮症の女性と白皮症の子どもは別々の報告書に値するが、この報告書のような導入報告書は、この状況で問題が互いに相互に関連しているかを仮定すれば、より適している。この報告書で分かった主要なことは、白皮症をめぐる世界的苦しみと重みは、その他の要因の中でも、白皮症のインパクトを受け、そのジェンダーと年齢によりさらに悪化している重複し重なり合う差別を受けている女性、特に白皮症の女性と白皮症の子どもを持つ母親が不相応に担っていることである。彼女たちが直面する特別な侵害の中には、責めと遺棄、そのパートナーまたは配偶者がその白皮症の子どもに対する儀式的攻撃に参加した場合の報復、妖術と儀式的攻撃の非難を含めた一般的な暴力に対する脆弱性、様々な根拠での性暴力及び貧困が含まれるものもある。白皮症に対する重大な誤解と神秘化のために、白皮症の子どもの母親は、生まれた時からその生涯を通して汚名を着せられている。国々は、珍しい条件に関する人権を中心とした政策を開発し、対象を絞った助成金または基金、白皮症のインパクトを受けている女性とその子どものための起業への戦略作りを検討しなければならない。

国別訪問については、南アフリカの白皮症月間である 9 月中に南アフリカを訪問した。多くの良好なイニシアティブが政府によって行われてきた。南アフリカは包括的な法的枠組と 2013 年の「白皮症の人々の権利エクルフレニ宣言」を採択していた。南アフリカは、人身取引、殺害、重大な窃盗を含め、白皮症の人々に対する攻撃の事件があったが、事件は普通時宜を得て訴追されていたので、国は、地域の他の国々に比べて模範的であった。いくつかの領域でしなければならない作業が依然として残っていた。つまりこの母集団に関する公式データが現在ないのでデータと統計に取り組むこと、攻撃と安全保障に関する状況分析を行うこと、差別に関して---国語が白皮症の人々に、猿とか狒々といったような非人間的な用語で言及することを止めることが絶対に必要であり、保健の点では、特に皮膚癌が依然として害悪であった。さらに合理的な収容法と安全保障が、改善されなければならず、政府は、妖術と儀式的攻撃の非難から生じる有害な慣行に対処しなければならなかった。

当該国ステートメント: 南アフリカ

討論: 発言者たちは、白皮症のインパクトを受けている女性と女兒が重複し重なり合う形態の差別に直面していることを認めたが、この差別は、性暴力と儀式的殺害、社会的排除及び貧困に陥ることを含め、最もひどい人権侵害として表れることもある。このような暴力と闘う努力は、包括的で学際的なものでなければならず、ジェンダー不平等、差別的な社会規範、有害な固定観念から生じる暴力の根本原因に対処し

なければならないことを発言者たちは強調した。従って、発言者たちは、これら侵害を防止し、対処し、白皮症の女性と子どもが他の人々と同等にその権利を行使できることを保障するよう加盟国に要請した。あらゆるレベルの教育と訓練は白皮症の人々に対する暴力の根本原因に取り組むための優先事項でなければならない。その作業は進んでいるが、さらなる侵害と虐待を避けるためにすべてのサービスと支援が利用でき、白皮症の人々に対する暴力と差別を犯罪化する法律の施行を通して刑事責任免除と闘うことを保障することも必要とされる。白皮症の女性と女兒の問題をジェンダー平等とジェンダー暴力防止と対応の他の国内行動計画に統合することが重要である。教育、保健、司法へのアクセスは、すべての白皮症の人々、特に女性と子どものより良い保護のためのカギとなる3つの要素である。

発言者たちは、白皮症の人々に対する差別を根絶する努力から学んだ教訓を分かち合うよう独立専門家に求め、意識を高めこの問題に対する一般の支援を刺激するための勧告を求めた。発言者たちは、白皮症の子どもたちのための教育の欠如がその失業という結果となり、これが貧困と低所得に繋がることを想起した。従って、白皮症の知識を持つ教員を含め、適切な教育支援が、白皮症の子どもの発達、成長、自尊心を高めることにとって重要である。さらに、白皮症の人々に対する差別と暴力の害悪を撤廃するために、国が、目の健康、性と生殖に関する健康及び皮膚癌の予防を含め、適切な健康サービスへの白皮症の人々のアクセスを可能にする政策に投資し、採用することが必要である。社会保障計画は、適切な保護を保障し、危険要因へのさらなる暴露を防止するために設置されるべきである。

中間コメント: Ikponwosa Ero

有害な慣行と闘うことに関するアフリカ・グループから出てくるイニシャティヴを支援するよう各国に求める。理事会は、強制結婚を有害な慣行と認めているが、有害な慣行は、白皮症の人々に対する儀式的攻撃でもある。妖術と儀式的攻撃の非難に関するガイドラインの汎アフリカ議会による開発に関する作業が行われつつある。タンザニア、ナミビア、ケニア及びシエラレオネは、白皮症の人々に関するデータを収集してきた。「持続可能な開発目標」はその核心にすべての人々を含めているが、データがなければ、すべての人々を含めることはできない。具体的措置を伴う行動計画が、各国政府と民間セクターを含め必要とされる。

討論: 発言者たちは、沈黙のうちに苦しみ続けている白皮症の人々の状態を緩和することにもっと注意を集中するよう世界社会のすべての人々に要請した。そのような注意は、「持続可能な開発」の推奨すべき野望を達成するために必要である。発言者たちは、間違った信念や神話に基づく白皮症の人々に対する攻撃を防止する際の宗教指導者の役割について独立専門家に尋ねた。発言者たちは、フォーラムの開発とこの問題に対する意識を高めるためのメディアと技術の利用に関する独立専門家の勧告、並びに措置の中でも雇用、教育及び適切な健康保護へのアクセスを改善するための合理的な勧告の実施を用いるようにとの訴えを歓迎した。発言者たちは、補助器具、適切な支援資料の欠如、白皮症の学習者に対する否定的態度、親によっても教員によっても白皮症と学習者のニーズに対する理解の欠如のために、義務教育を終える前に白皮症の子どもたちの中学校の落ちこぼれ率を防止する措置を取るよう各国政府を奨励した。世界中の政策策定者は、独立専門家によって概説された勧告に注意を払うべきであり、法律と規則に白皮症を含めるべきである。白皮症の人々は、尊厳を持って扱われ、恐怖のない生活を送るべきである。発言者たちは、生命への権利が優先されるべきことを強調した。

まとめ: Ikponwosa Ero 白皮症の人々によるすべての人権の享受に関する独立専門家

白皮症の人々に対する暴力と差別と闘う際の宗教指導者の役割について、憎悪のほとんどは、お互いに耳を傾けないことからくる。どんなに難しかりと誰もが真に包摂的でなければならない。すべてのステイ

クホールダーが私の勧告のプロセスに従うよう要請する。白皮症に関するアフリカ地域行動計画に関しては、これはオンラインで閲覧でき、大陸の特別な問題に対処している。白皮症の人々の中の貧困との闘いは基本的なものではあるが私のマンドートの範囲を超えている。一人のステイクホルダーがこの点ですべてを行うことはできない。減多にない条件での調査と開発に関してはこの問題に関する作業と注意を増やすよう国々と民間セクターに要請する。白皮症の人々への攻撃を想起し、すべての人々の目の前で、それと知らずに大量殺戮が起こっていることもあることを警告する。白皮症は、肌の色差別主義と人種差別主義が前例のない程度に結び合わさった現象である。

食糧への権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

食糧制度、食糧危機、今後の食糧への権利に関する重要な視点---食糧への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/44)

上記報告書付録---アゼルバイジャンの訪問(A/HRC/43/44/Add.1)

上記報告書付録---ジンバブエの訪問(A/HRC/43/44/Add.2)

上記報告書付録---アゼルバイジャンのコメント(A/HRC/43/44/Add.3)

上記報告書付録---ジンバブエのコメント(A/HRC/43/44/Add.4)

報告書のプレゼンテーション: Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: アゼルバイジャン、イタリア、ジンバブエ、ジンバブエ人権委員会

討議

中間コメント: Hilal Elver

討議

3月4日(水) 午前 第18回会議

議事項目3(継続)

食糧への権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討議

まとめ: Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

文化的権利の分野での特別報告者との意見交換対話

提出文書

文化的権利擁護者---文化的権利の分野での特別報告者報告書(A/HRC/43/50)

上記報告書付録---ポーランドへの訪問(A/HRC/43/50/Add.1)

上記報告書付録---モルディヴへの訪問(A/HRC/43/50/Add.2)

上記報告書付録---ポーランドのコメント(A/HRC/43/50/Add.3)

上記報告書付録---モルディヴのコメント(A/HRC/43/50/Add.4)

報告書プレゼンテーション: Karima Bennoune 文化的権利の分野での特別報告者

当該国ステートメント: モルディヴ、ポーランド

討議

中間コメント: Karima Bennoune

討議

まとめ: Karima Bennoune

人権擁護者の状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

- 人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/51)
- 上記報告書付録---コロンビアへの訪問(A/HRC/43/51/Add.1)
- 上記報告書付録---モンゴルへの訪問(A/HRC/43/51/Add.2)
- 上記報告書付録---各国政府に伝えられた通信に関する見解と受領した回答(A/HRC/43/51/Add.3)
- 上記報告書付録---コロンビアのコメント(A/HRC/43/51/Add.4)
- 上記報告書付録---モンゴルのコメント(A/HRC/43/51/Add.5)

報告書のプレゼンテーション: Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: コロンビア、コロンビア・オンブズマン、モンゴル

討論

3月4日(水)午後 第19回会議

議事項目3(継続)

人権擁護者の状況に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論

中間コメント: Michel Forst

討論

まとめ: Michel Forst

テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

- テロ対策中の人権の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/46)
- 上記報告書付録---カザフスタンへの訪問(A/HRC/43/46/Add.1)
- 上記報告書付録---カザフスタンのコメント(A/HRC/53/46/Add.2)

報告書のプレゼンテーション: Fionnuala Ni Aolain テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

当該国ステートメント: カザフスタン

討論

中間コメント: Fionnuala Ni Aolain

討論

3月5日(木) 午前 第20回会議

議事項目3(継続)

テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論

まとめ: Fionnuala Ni Aolain

プライバシーへの権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書:

プライバシーへの権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/52)

報告書プレゼンテーション: Joseph Caninataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者

討論

中間コメント: Joseph Caninataci

討論

まとめ: Joseph Caninataci

適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者報告書

提出文書

適切な水準の生活への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況での非差別への権利に関する特別報告者報告書よ(A/HRC/43/43)

上記報告書付録---ナイジェリアへの訪問(A/HRC/43/43/Add.1)

上記報告書付録---フランスへの訪問(A/HRC/43/43/Add.2)

報告書プレゼンテーション: Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及び非の状況で非差別への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: フランス、ナイジェリア

討論

中間コメント: Leilani Farha

3月5日(木) 午後 第21回会議

議事項目3(継続)

適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論

まとめ: Leilani Farha

報告書プレゼンテーション

提出文書

人権に関する多国籍業とその他の企業に関する第5回無期限製粉作業部会報告書(AHRC/43/55)

人権と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する対話と協力のための会期間会議報告書(A/HRC/43/33)

人権理事会決議第9/8号実施のために取られた措置と条約機関制度の効果のさらなる改善、調和、改革のための勧告を含め、その実施に対する障害---事務総長報告書(A/HRC/43/23)

拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の「選択議定書」

によって設立措置された特別基金---事務総長報告書(A/HRC/43/24)

拷問被害者のための国連任意基金---事務総長報告書(A/HRC/43/25)

ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題に関する事務総長報告書---事務局メモ(A/HRC/43/26)

「障害者の権利条約」の第8条の下での意識啓発---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/43/27)

国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/43/28)

すべて国々での経済的・社会的・文化的権利の実現の問題---事務総長報告書(A/HRC/43/29)

健全な環境を通じた子どもの権利の実現---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/43/30)

人権の推進と保護のための地域取り極めに関するワークショップ---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/43/32)

人権の推進と保護におけるグッド・ガバナンスの役割とこの点で「目標 16」を含めた「持続可能な開発目標」の実施における好事例に関する会期間セミナー---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/43/34)

特に国々の領土外の拘束施設に入れられている人々の人権のための司法制度の完結性の欠如の意味合い---国連人権高等弁務官の包括的調査(A/HRC/43/35)

子どもと武力紛争---子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/HRC/43/38)

子どものタイする暴力に関する事務総長特別代表年次報告書(A/HRC/43/39)

宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力の唆し及び対人暴力---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/43/72)

報告書プレゼンテーション:

1. Peggy Hicks 国連人権高等弁務官事務所テーマ別かわり、特別手続き、開発への権利部部長
2. Frank Tressler Zaorano ジュネーブ国連事務所チリ代表部大使・第2回人権と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する対話と協力会期間会議議長
3. Emilio Rafael Izquierdo Mino ジュネーブ国連事務所エクアドル代表部大使・人権に関する多国籍企業及びその他の企業に関する無期限政府間作業部会議長兼報告者

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、クロアチア(欧州連合を代表)、インド(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、デンマーク(国連拷問被害者任意基金友好国グループを代表)、インドネシア(拷問禁止条約イニシャティヴ政府間グループ核心諸国を代表)、フィジー(諸国グループを代表)、バングラデシュ(諸国グループを代表)、カーボヴェルデ(ポルトガル語諸国共同体を代表)、ドイツ(自由オンライン同盟諸国を代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、オランダ、ブラジル、リビア、インド、ナミビア、**日本**、フィリピン、パキスタン、スーダン、チリ、ウルグァイ、韓国、ヴェネズエラ、ナイジェリア、カメルーン、ネパール、アルメニア、マーシャル諸島、ヴェトナム、国連ウイメン、イラク、パレスチナ国、リトアニア、キューバ、フランス、ルクセンブルグ、コスタリカ、エストニア、ギリシャ、ロシア連邦

3月6日(金)午前 第22回会議

国際女性の日、「北京宣言と行動綱領」採択25周年祝賀ステートメント

1. Elisabeth Tichy-Fissleberer 人権理事会議長: 国際女性の日は日曜日に祝われるが、理事会は今日祝うことに決めた。すべての人々が一年中女性を奨励し、支援し、保護するよう奨励される。この場で、ステートメントを出すよう国連人権高等弁務官 Michelle Bachelet 氏に要請する。
2. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官: 日曜日に、世界は、国際女性の日を記念する。ジェンダー平等のための野心的な道程表である「北京宣言と行動綱領」の25周年を記念するので、2020年は特に重要である。25年前、189か国の代表者たちは、ジェンダー平等を達成することを誓った。この公約は、行動と数多くの業績に繋がってきた。今日、国際社会は、この進歩を祝わなければならないが、女性の平等な人権を達成することは継続中の闘いであることも思い出さなければならない。アジェンダは未完成であり、最も悪影響を受けているのは、重なり合う差別を受けている女性と女兒である。25周年に当たって、遅い、不均衡な進歩の速度を受け入れることはできない。完全なジェンダー平等に向けて進歩を促進するために、加盟国、市民社会、民間セクター及びすべてのステイクホルダーとの合同の作業を要請する。女性と女兒の役割と特徴についての有害な考えと信念に挑戦する「彼女と共に立ち上がる」キャンペーンの重要性を確認する。このような考えや信念は、すべての国々に広がっており、ジェンダーに基づく差別の核心にあり、排除と抑圧を永続化している。このキャンペーンは意識を啓発し、全ての人々に#話を変えようと呼びかけている。国際社会にはジェンダー平等に向けて進む知識と同盟と能力があり、今こそそれを現実のものとしなければならない。共に、全員で話を変えることができよう。
3. フィンランド、諸国グループを代表: 過去25年で、女性の権利を確保する際に、多大な進歩が遂げられてきた。しかし、女性に対する有害で差別的な政策と法律の復活は、人権基準に反しているので心配である。特に懸念されるのは、性と生殖に関する権利に関して達成された進歩の継続する押し戻しである。同様に、土地の権利と先住民族の権利に関して活動している者を含め、その活動のために女性人権擁護者が直面している差別と直接的攻撃に注意を要請する。「北京宣言」採択の25周年は、国際社会が女性と女兒の権利を完全に実施するという公約を尊重する機会である。「世代間平等フォーラム」のような記念を記す行事は、この公約を果たす大きな機会である。諸国グループは、皆さんに、国際女性の日おめでとうと言いたい。
4. 性と生殖に関する権利センター、17団体との共同声明: 女性と女兒の人権擁護者は、経済的・社会的正義、身体的自治、家庭内の平等権、反暴力、軍国化、重なり合う差別に対する要求をめぐって説明される連帯ネットワークを築いていることを想起する。国際人権メカニズムには、フェミニストと女性の権利運動から出てくる要求を反映し増幅する際に果たすべきカギとなる役割がある。同時に国々には、自分の生活に関する意思決定に自治を否定する底辺にある構造的要因に対処する責務がある。世界が国際女性の日を祝う時、世界中の女性人権擁護者の創造性、強靱性、戦略感、連帯、政治的精通度を祝い、多様性を持つすべての女性のためにテーブルに意味ある席を確保することにコミットするようすべての人々に要請する。

議事項目3(継続)

一般討論(継続)

イラン、ガーナ、モザンビーク、アルバニア、中国、キルギスタン、エチオピア、スウェーデン、東テ

イモール、アゼルバイジャン、アルジェリア、英国、連合世界協会世界連盟、カイロ人権学研究所、青年セクシュアリティ Stichting Choice、Centre Durope---Tiers Monde、Fian インターナショナル、中国国連協会、人権法センターVAAGDHARA、世界協議委員会、世界水・環境・保健機関、人権推進世界対話ジュネーブ・センター、世界福音同盟、シーク人権グループ、日本人権労働者委員会、Institut international pour les droits et le developpement、脅威にさらされた諸国民協会、Organisation pour la Communcation en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCSPROCE Internationale、母親が大事、国際非同盟学化機関、インディアン教育会議、環境管理管理センター、国際弁護士団体、Ingenieurs du Monde、国際工芸中小企業協会、中国国際理解協会、国連監視機構、漸進的コミュニケーション協会、Action internatioale pour la paix et le developpement dans la region des Grands Lacs、世界福祉協会、イラク開発機関、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、反アフリカ科学技術連合、地域社会人権アドヴォカシー・センター、世界 Barua 団体、Association pour l'integration et le Developpemen Durable auBrundi、団体調査教育センター、アフリカ開発協会、Associacion Cubana de las Naciones Unidas(キューバ国連協会)、地球の友インターナショナル、Jeunesse Etudiante Tamoue、Constantinopolitans Ecumenical 連盟、Il Cenacolo、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、環境の持続可能な開発を提唱するイラン女性協会、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、権利生計賞財団、アラブ法律家連合、国際民主弁護士協会、国際人権サービス、Shivi 開発協会、国際ヒューマニスト倫理連合、英国コーヒューマニスト協会、国際和解フェロシップ、Associaion internationale des femmes、Mouvement contre le racism et pour l'amitie entre Peuple、全世界基督教徒連帯、世界ムスリム会議、アメリカ・マイノリティ国際人権協会、CIVICUS---世界市民参画同盟、Organisation international pour les pays les moins avances、国際ムスリム女性連合、中国人権学協会、広報欧州連合、Iuventum e.V.、国際人種差別撤廃団体、世界環境資源会議、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、世界市民協会、Alsalam 財団、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、アフリカ地域農業貸付協会、Agence internationale our le developpement、缶詰業者国際永久委員会、平和 Brigades 国際スイス、国際人権団体連合、Rencontre Aficaine pour la defense des droits de l'omme、人権行動運動、国際弁護士協会、連合村、欧州法律司法センター、暴力被害者擁護団体、第 19 条---国際検閲禁止センター、Reseau International des Droits Humains、国際法律家委員会、国際国連青年学生運動、世界教会会議国際問題教会委員会、Soliarite Suisse---Guinee、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie、国際アフリカ民主主義協会、連合学校インターナショナル、Synergie Feminine pour la Paix et le Developpement Durable、普遍的権利グループ、Rahbord Peimayesh 調査教育サービス協働組合

3月6日(金)午後 第23回会議

議事項目 3(継続)

障害者の権利に関する年次意見交換討議

テーマ: 意識啓発に関する「障害者の権利に関する条約」第 8 条

議長: Ms. Socorro Flores Liera 閣下 人権理事会副議長

開会ステートメント: Ms. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

パネリスト:

1. Ms. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者

2. Ms. Risnawati Utami 障害者の権利委員会委員(ビデオで)
3. Mr. Ishmael Zhou 視覚省会社アフリカ連合会長・国際障害者同盟委員
4. Mr. Andy Stevenson チャンネル4 ウィスパー、上級プロデューサー

討論

まとめ

Catalina Devandas Aguilar, Ishuael Xhou, Andy Stevenson

3月9日(月)午前 第24回会議

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/58)

報告書プレゼンテーション: Tomas Ojea Quintana 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: 朝鮮民主人民共和国発言せず

討議

まとめ: Tomas Ojea Quintana

2011年以來の国連のミャンマーとのかかわりの独立調査の勧告の実施に関する事務総長の口頭による最新情報に関する討論

事務総長の口頭による最新情報のプレゼンテーション: Volker Turk 国連戦略的調整のための事務総長補

当該国ステートメント: Kyaw Moe Tun ジュネーブ国連事務所ミャンマー代表部大使

討論

まとめ: Volker Turk

南スーダン人権委員会との意見交換対話

提出文書

南スーダン人権委員会報告書(A/HRC/43/56)

報告書プレゼンテーション: Yasmin Sooka 南スーダン国連人権委員会議長

当該国ステートメント: 南スーダン

討議

まとめ: Barney Afako 南スーダン人権委員会委員、Andrew Clapham 南スーダン人権委員会委員、Yasmin Sooka

3月9日(月)午後 第25回会議

議事項目 4(継続)

イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

イラン・イスラム共和国の人権状況---イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書

(A/HRC/43/61)

報告書プレゼンテーション: Javid Rehman イランの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: イラン

討論

中間コメント: Javid Rehman

討論

まとめ: Javid Rehman

ブルンディ調査委員会議長との意見交換対話

プレゼンテーション: Doudou Diene ブルンディ調査委員会議長

当該国ステートメント: ブルンディ

討議

まとめ: Francoise Hampton ブルンディ調査委員会委員、Doudou Diene

シリア・アラブ共和国の独立国際調査委員会との意見交換対話

提出文書

シリア・アラブ共和国の独立国際調査委員会報告書(A/HRC/43/57)

報告書プレゼンテーション: Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント: シリア

討論

3月10日(火)午前 第26回会議

議事項目4(継続)

コロナウィルス19に関する追加の予防措置についての人権理事会議長の発表

Elisabeth Tichy-Fisslberger 人権理事会議長: 人権理事会ビューローは、最近のコロナウィルス19の発展とそれが現在の理事会の会期に与える意味合いを討議するために、地域コーディネーター、国連ジュネーブ事務所、開催国スイスの代表者との長時間にわたる会議を開催した。国連ジュネーブ事務所とスイス当局は、それから長時間にわたる会議を開催し、ジュネーブ国連事務所がいくつかの勧告を出したことに基づいた。提案は、安全な条件での作業の事前警戒措置で、理事会を継続することであった。本会議は、XX室から2,000まで収容でき、それぞれの代表団の間に適切なスペースが取れる大ホールに移されるであろう。代表団は、本会議には代表者2名以下の出席を求められ、代表団の間の空席は空席のままにされるべきである。大ホールからのウェブキャストを確保するための取り決めがおこなわれ、本会議に出席できない代表者は、ウェブキャストを通して会議をフォローするよう奨励される。ビューローは、大ホールでは電子投票ができないので、会期末の採択プロセスのための最高の選択肢を討議し続けるであろう。非公式協議は、代表者の間に適切な間隔が保てるように、継続してより大きな部屋に移され続け、一代表団につき2名の代表者が出席するべきである。事務局は、提出デスクの前に列ができることを避けるために、決議の電子提出を組織するであろう。代表者たちは、スイス当局が推薦する衛生措置、つまり握手を避けること、及び熱や咳といった兆候がある代表者は、家にとどまっていることのような措置に従うよ

う求められる。理事会の同意を得て、提案された措置は、3月10日火曜日の午後3時から適用される。そのように決定された。

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者とのビデオ会議を通じた意見交換対話

提出文書

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/59)

報告書プレゼンテーション: Yanghee Lee ミャンマー人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: ミャンマー

討論

中間コメント: Yanghee Lee

討論

まとめ: Yanghee Lee

シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会との意見交換対話(継続)

討論

中間コメント: Karen Koning Abuzayd シリア・アラブ共和国に関する独立国際中佐委員会委員

討論

まとめ: Karen Koning Abuzayd、Hanny Megally シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員

朝鮮民主人民共和国とヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する高等弁務官の口頭による最新情報

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: 朝鮮民主人民共和国(欠席)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

3月10日(火)午後 第27回会議

議事項目4(継続)

一般討論

アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ドイツ、パキスタン、チェコ共和国、ブラジル、オーストラリア、リビア、**日本**、フィリピン、オランダ、デンマーク、ウルグアイ、韓国、スペイン、ヴェネズエラ、インドネシア、カメルーン、ウクライナ、ペルー、スーダン、エリトリア、スイス、イラク、スロヴェニア、フィンランド、エクアドル、ヴェトナム、キューバ、フランス、ニュージーランド、キプロス、ミャンマー、アゼルバイジャン、ロシア連邦、イラン、カナダ、朝鮮民主人民共和国、スウェーデン、アルバニア、コロンビア、中国、ノルウェー、ジョージア、米州機構、ベルギー、英国、アイスランド、ニカラグア、カンボディア、アイルランド、ブルンディ、シリア、ルクセンブルグ、正義と平和のドミニカンズ---説教師団(カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)、経済的・社会的・文化的権利世界イニシヤティヴ、フランシスカン・インターナショナル、国際 Edmund Rice Ltd.、創価学会インターナショナル、Brahma Kumaris 世界聖霊大学、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、ルーテル世界連盟との共同声明)、良き羊飼いの慈善聖母の会衆(VIVAT インターナショナル、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII, St. Vincent de Paul の慈善の娘団、人権のためのジュネーヴ---世界的訓練、国際 Rdmund Rice Ltd.、Mouvement Interational d'Apostolate des Milieux Sociaud Independants、ニュー・ヒューマニティ、Assciaion Points-Coeur、Istituto Internaxionale Mia Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、国際女性

教育開発ヴォランティア団体との共同声明)、国際人権同盟連盟(CIVICUS---世界市民参画同盟、国際法律家委員会、国際人権サービスとの共同声明)、 Conselho Indigensta Missionario CIMI(Centro de Estudios Legales y Sociales(CELS)、市民と権利生計賞財団との共同声明)、 St. Vincent de Paul の慈善の娘団(良き羊飼いの慈善聖母の会衆、国際 Edmund Rice Ltd. Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII との共同声明)、 東部・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、良心の自由のための協会と個人の欧州調整、マイノリティ権利グループ、バハイ国際共同体、ユダヤ人学生欧州連合、プレス・エンブレム、 Campagne Fundacion para la mejora de la Vida, la Cultura y la Sociedad、国際レズビアン・ゲイ協会、人権監視機構、英国ヒューマニスト協会、Ali'a Popular 学生救援協会、欧州連合広報、欧州コーヒューマニスト連盟、"Coup de Pausse" Chaine de l'Espoir Nord Dud、勝利の青年運動、缶詰業者国際永久委員会、夢を持つ青年協会、Conectas Direitos Humanos、フランス自由: ダニエル・ミッテラン財団、フランシスカン・インターナショナル(人権のためのジュネーヴ---世界的訓練との共同声明)、 Ensemble contre la Peine de Mort、水・環境・保健世界機関、世界福音同盟、シーク人権グループ、脅威にされされる諸国民協会、アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会(国際人権サービス、CIVICUS との共同声明)、公正な裁判と人権を支援する国際会議、アジア人権開発フォーラム、Institut International pour les Droits et le Developpement、B'nai B'rith、Prahar、環境管理学センター、ユダヤ人団体調整理事会、国際弁護士団体、国連監視機構、イラン人権文書化センター、Action international pour la paix et le developpement dans la region des Grands Lacs、平和団体調査委員会、イラク開発団体、アフリカ農業科学推進協会

3月11日(水)午前 第28回会議

議事項目4(継続)

一般討論(継続)

連合学校インターナショナル、Dunenyo 協会、汎アフリカ農業労働組合連盟、ジェンダー正義と女性のエンパワーメントセンター、アフリカ開発協会、女性国際民主連盟、創造的地域社会プロジェクト同盟、中欧---第三世界、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、IlCenacolo、世界拷問禁止団体、国際人権サービス、カリタス・インターナショナル・カトリック慈善国際連合、世界基督教徒連帯、平和のための平和 Maat、開発人権協会、世界ムスリム会議、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、Tavana 障害者協会、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際和解フェロシップ、国際工芸中小企業協会、国際ムスリム女性連合、Iuventum e.V.、世界環境資源会議、Fundacion Latino Americana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、世界市民協会、アフリカ地域農業貸付協会、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、ナイジェリア・アフリカ遺産財団、人間の運動行動、法律司法欧州センター、Villages Unis、暴力被害者擁護団体、世界ユダヤ人会議、女性の人権国際協会、国際教育開発、Wolidarite Suisse-Guinee、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie、Synergie Feminie pour la Pai et le Developpement Durable、ヘルシンキ人権財団、Edmund Rice インターナショナル、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme、国際ヒューマニスト倫理連合、Conseil de jeunesse pluriculturelle、Thendral 協会 Adala 司法協会、Action pour la protection des droits de l'homme en Mauritnie、国際ユダヤ弁護士法律家協会、Mouvement contre le racism et pour l'amitie entre les peuples、解放、世界 Barua 団体、調査居委

育団体センター、世界平和会議、ヒューマン・ライツ・ナウ、Association pour la Defense des Droits de la Femme Mauritanienne、地域社会人権アドボカシー・センター、女性と子どもの権利保護協会、国内世俗社会、ABC Tamil Oli、超国家・超党派・非暴力急進党、世界福祉協会、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Brundi、国際キャリア・サポート協会、中国国連協会、カイロ人権学研究所、Association Mauritanienne pour la promotion du droit、Association pour le Developpement Humain en Mauritanie、Association pour l'Education et la sante de la Femme et de l'Enfant、Tamil Uzhagam、Guinee Humanitaire、Al Batraern 慈善事業協会、Le Pont、アメリカ法律家協会、Iraqi Al-Amal 協会

答弁権行使

ヴェネズエラ、トルコ、インド、ロシア、サウディアラビア、バーレーン、朝鮮民主人民共和国、レバノン、**日本**、ラトヴィア、イラン、エジプト、ブラジル、フィリピン、イラク、ルワンダ、中国、モーリタニア、マレーシア、ギリシャ

3月11日(水)午後 第29回会議

議事項目3(継続)

マイノリティ問題に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

マイノリティの言語、教育、人権---マイノリティ問題に関する特別報告者(A/HRC/43/47)

上記報告書付録---スペインへの訪問(A/HRC/43/47/Add.1)

上記報告書付録---スペインによるコメント

報告書プレゼンテーション: Fernand De Varennes 国連マイノリティ問題に関する特別報告者

当該国ステートメント: スペイン

討論

中間コメント: Fernand De Varennes

討論

まとめ: Fernand De Varennes

議事項目5: 人権機関とメカニズム

提出文書

「マイノリティの言語、教育、人権」というテーマに関する第12回マイノリティ問題フォーラムの勧告---マイノリティの問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/43/62)

2019年社会フォーラム報告書(A/HRC/43/63)

「持続可能な開発目標」の達成を支援する目的での本国に返還されなかった違法な資金の利用に関する調査---人権理事会諮問委員会報告書(A/HRC/43/66)

人権を推進し保護する際の相互に利益となる協力を育む際の技術援助と能力開発の役割---人権理事会諮問委員会報告書(A/HRC/43/31)

上記報告書訂正版(A/HRC/43/31/Corr.1)

人権侵害の防止に対する人権理事会の貢献に関する協議会の全体像---報告者報告書(A/HRC/43/37)

特別手続きに関する最新情報を含め、人権理事会の特別報告者/代表、独立専門家及び作業部会の第 26 回年次会議(2019 年 6 月 17-21 日)報告書(A/HRC/43/64)

2019 年の特別手続きに関連する事実と数字(A/HRC/43/64/Add.1)

特別手続きの結論と勧告---事務総長報告書(A/HRC/43/65)

特別手続きの通報報告書(A/HRC/43/77)

報告書のプレゼンテーション:

Fernand De Varennes マイノリティ問題に関する特別報告者

Kadra Ahmed Hassan ジュネーブ国連事務所ジブティ代表部大使・2019 年社会フォーラム議長兼報告者

Javaid Rehman 特別手続き調整委員会委員

Yvette Stevens 議長兼報告者

3 月 12 日(木)午前 第 30 回会議

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

イタリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---イタリア(A/HRC/43/4)

上記報告書付録(A/HRC/43/4/Add.1)

討論

ジュネーブ国連事務所イタリア代表部大使、ジブティ、エジプト、ガボン、ギリシャ、グアイアナ、ソロモン諸島、イラン、イラク、リビア、マラウィ、モロッコ、超国籍・超党派非暴力急進党、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、婦人国際平和自由同盟、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、世界福音同盟、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Rencontre Africaine pour la defence des droits de l'homme、国内世俗社会

理事会議長発表: イタリアは、306 の勧告のうち、292 を受け入れ、12 に留意した。残る 2 つの勧告についてはさらなる明確化が提供された。理事会はイタリアの普遍的定期的レビューの成果を採択。

エルサルヴァドルの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---エルサルヴァドル(A/HRC/43/5)

上記報告書付録(A/HRC/43/5/Add.1)

討論

ジュネーブ国連事務所エルサルヴァドル代表部大使、英国、国連人口基金、ヴェネズエラ、バルバドス、ベルギー、ブラジル、ブルキナファソ、中国、エジプト、グアイアナ、ハイティ、リビア、フランシスカン・インターナショナル、国際弁護士協会、自由擁護同盟、HazteOir 団体協会、人口開発アクション・カナダ、CIVICUS---世界市民参画同盟

理事会議長発表: エルサルヴァドルは、207 の勧告のうち 152 を受け入れ、55 に留意した。理事会は、エルサルヴァドルの普遍的定期的レビューの成果を採択。

ガンビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/42/6)

討論

ジュネーブ国連事務所ガンビア代表部大使、コンゴ、キューバ、エジプト、エチオピア、ガボン、ソロモン諸島、イラク、リビア、マラウイ、モーリタニア、モロッコ、ジブティ、良心と平和税インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、国連監視機構、Rencontre Africaine pour le defese des droits de l'homme

理事会議長発表: ガンビアは、222 の勧告のうち、207 を受け入れ、15 に留意した。理事会はガンビアの普遍的定期的レビューの成果を採択。

ボリヴィア多民族国家の普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ボリヴィア多民族国家(A/HRC/43/7)

上記報告書付録(A/HRC/43/7/Add.1)

討論

ボリヴィア司法・基本的権利副大臣、国連ウィメン、ヴェネズエラ、ベルギー、ボツワナ、ブルンディ、エジプト、ハイティ、イラン、イラク、リビア、ナミビア、パキスタン、アメリカ法律家協会、スウェーデン性教育協会、Centro de Estudios Leales y Sociales、市民的政治的権利センター、Center catholique de Geneve、プラン・インターナショナル、中欧第三世界、国際民主弁護士協会、人口開発アクション・カナダ

理事会議長発表: ボリヴィア多民族国家は、238 の勧告のうち、206 を受け入れ、31 に留意した。残る1つの勧告は政府によって部分的に支持された。理事会はボリヴィア多民族国家の普遍的定期的レビューの成果を採択。

COVID-19 のために理事会 43 回会期中止の発表

Elizabeth Tichy-Fisslberger 人権理事会議長: 今朝、会議の当初に発表した通り、ビューローは、COVID-19 が現在の第 43 回理事会に与える意味合いを討議するために、昨晚再び会議を開いた。ビューローは、国連ジュネーブ事務所会議会議部長と人権理事会事務局と、進展する状況の意味合いを討議した。ビューローは、世界保健機関の最近の評価も考慮に入れ、現況では、今週末で会期の秩序ある中断が最善の取組であると結論づけた。ビューロー会議の議事録は、昨夜すべての代表団に配布され、さらに知らせがあるまで、第 43 回理事会は 3 月 13 日で中断されことを提案した。

会期中断前に、今日と明日で、理事会は今会期で予定されている普遍的定期的レビューの成果の採択を進め、普遍的定期的レビューの成果の採択の終わりに続いて行われる人種差別に関する年次討議を開催し残る本会議の討議は第 43 回会期の再開まで延期する。さらに、理事会は 19 名のマンデート保持者を再開セッションで任命する。2020 年 3 月 13 日金曜日午後 1 時までに提出されたすべての決議案は、再開セッションで採択される。

理事会はさらに知らせがあるまで、2020 年 3 月 13 日に、第 43 回人権理事会を中断することを決定する。

3月12日(木)昼 第31回会議

議事項目 6(継続)

フィジーの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---フィジー(A/HRC/43/8)

上記報告書付録(A/HRC/43/8/Add.1)

討議

ジュネーヴ国連事務所フィジー代表部大使、ヴァヌアトゥ、ソロモン諸島、アフガニスタン、バルバドス、ボツワナ、中国、キューバ、エジプト、グアイアナ、ハイティ、イラン、リビア国際家族計画連盟、国際人権サーヴィス、英連邦人権イニシャティヴ、CIVICUS---世界市民参画同盟

人権理事会議長発表: フィジーは 242 の勧告のうち 207 を受け入れ 35 に留意した。理事会は、フィジーの普遍的定期的レビューの成果を採択。

サンマリノの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---サンマリノ(A/HRC/43/9)

上記報告書付録(A/HRC/43/9/Add.1)

討議

人権理事会副議長(COVID-19 のために出席できないサンマリノに代わって)、キプロス、イラク、リビア、ヴェネズエラ、ブルキナファソ、中国、世界殺害禁止

人権理事会議長発表: サンマリノは、109 の勧告のうち 72 を受け入れ、36 に留意した。1 つの勧告には追加の明確化が提供された。理事会はサンマリノの普遍的定期的レビューの成果を採択。

イラン・イスラム共和国の普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---イラン・イスラム共和国(A/HRC/43/12)

上記報告書付録(A/HRC/43/12/Add.1)

討議

ジュネーヴ国連事務所イラン代表部大使、ロシア、中国、スリランカ、シリア、英国、ヴェネズエラ、アフガニスタン、ベラルーシ、ベルギー、ボツワナ、フィリピン、環境の持続可能な開発を提唱するイラン女性協会、Tavana 障害者協会、バハイ国際共同体、弁護士のための弁護士、世界ユダヤ人会議、暴力被害者擁護団体、人権監視機構、Rahbord Peimayesh 調査教育サーヴィス協同組合、調査センター

人権理事会議長発表: イラン・イスラム共和国は、329 の勧告のうち 142 を受け入れ 186 に留意した。理事会はイラン・イスラム共和国の普遍的定期的レビューの成果を採択。

アンゴラの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---アンゴラ(A/HRC/43/11)

上記報告書付録(A/HRC/43/11/Add.1)

討議

ジュネーブ国連事務所アンゴラ代表部大使、スーダン、中国、アフガニスタン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、ヴェネズエラ、コンゴ民主共和国、国連人口基金、国際女性教育開発ヴォランティア団体、ルーテル世界連盟、国際人権サーヴィス、Ingénieurs du Monde、CIVICUS---世界市民参画同盟、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme

人権理事会議長発表: アンゴラは 270 の勧告のうち、259 を受け入れ、11 に留意した。理事会は、アンゴラの普遍的定期的レビューの成果を採択。

カザフスタンの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---カザフスタン(A/HRC/43/11)

上記報告書付録(A/HRC/43/11/Add.1)

討議

ジュネーブ国連事務所カザフスタン代表部大使、スリランカ、ヴェネズエラ、ヴェトナム、アフガニスタン、ロシア、ブルンディ、中国、キューバ、エジプト、イラン、国連ウイメン、国連子ども基金、国連人口基金、国際弁護士協会、人口開発アクション・カナダ、第 19 条---国際検閲禁止センター、アジア人権開発フォーラム、国際レズビアン、ゲイ協会、自由擁護同盟

人権理事会議長発表: カザフスタンは 245 の勧告のうち、214 を受け入れ、31 に留意した。理事会はカザフスタンの普遍的定期的レビューの成果を採択。

3月12日(木)午後 第32回会議

議事項目 6(継続)

マダガスカルの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---マダガスカル(A/HRC/43/13)

上記報告書付録(A/HRC/43/13/Add.1)

討議

マダガスカルの普遍的定期的レビュー採択のための独立国内人権委員会議長、エジプト、エチオピア、ガボン、ハイティ、イラク、リビア、マラウイ、モロッコ、ナミビア、フィリピン、セネガル、国連子ども基金、国連人口基金、世界質人禁止センター、CIVICUS---世界移民参画同盟、国連監視機構、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

人権理事会議長発表: マダガスカルは 203 の勧告のうち、174 を受け入れ、29 に留意した。理事会は、マダガスカルの普遍的定期的レビューの成果を採択。

イラクの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---イラク(A/HRC/43/14)

上記報告書付録(A/HRC/43/14/Add.1)

討議

ジュネーブ国連事務所イラク代表部次席大使、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、パキスタン、ロシア、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、婦人国際平和自由連盟、マイノリティ権利グループ、COC オランダ、調査センター、世界ユダヤ人会議、英国ヒューマニスト協会、世界福音同盟、人権監視機構、全世界基督教徒連帯、CIVICUS---世界市民参画同盟

人権理事会議長発表: イラクは 298 の勧告のうち、245 を受け入れ、48 に留意した。5 つの勧告には追加の明確化が提供された。理事会は、イラクの普遍的定期的レビューの成果を採択。

スロヴェニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---スロヴェニア(A/HRC/43/15)
上記報告書付録(A/HRC/43/15/Add.1)

討議

ジュネーブ国連事務所スロヴェニア代表部大使、パキスタン、ロシア連邦、ヴェネズエラ、アフガニスタン、カーボベルデ、中国、ジブティ、エジプト、エチオピア、イラン、リビア、ネパール

人権理事会議長発表: スロヴェニアは 215 の勧告のうち 182 を受け入れ、33 に留意した。理事会は、スロヴェニアの普遍的定期的レビューの成果を採択。

エジプトの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---エジプト(A/HRC/43/16)
上記報告書付録(A/HRC/43/16/Add.1)

討論

ジュネーブ国連事務所エジプト代表部大使、エジプト国内人権会議、エチオピア、ガボン、ギリシャ、ハイティ、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、中国、リビア、マラウィ、モーリタニア、弁護士のための弁護士、国際家族計画連盟、東部アフリカアフリカの角人権擁護者プロジェクト、婦人国際平和自由連盟、人権監視機構、マイノリティ権利グループ、権利生計賞財団、国際人権同盟連盟、カイロ人権学研究所、国際人権サービス、アフリカ文化インターナショナル

人権理事会議長発表: エジプトは 372 の勧告のうち 294 を受け入れ、51 に留意した。27 の勧告にはさらなる明確化が提供された。理事会はエジプトの普遍的定期的レビューの成果を採択。

3月13日(金)午前 第33回会議

議事項目 6(継続)

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(A/HRC/43/17)
上記報告書付録(A/HRC/43/17/Add.1)

討議

ジュネーブ国連事務所ボスニア・ヘルツェゴヴィナ代表部大使、エジプト、イラク、リビア、マラウィ、

パキスタン、セルビア、国連ウィメン、国連人口基金、ヴェネズエラ、アフガニスタン、婦人国際平和自由連盟、人口開発アクション・カナダ、国際レズビアン・ゲイ欧州地域

人権理事会議長発表: ボスニア・ヘルツェゴヴィナは 207 の勧告のうち 204 を受け入れ、3 つに留意した。理事会は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの普遍的定期的レビューの成果を採択。

国際アフリカ系の人々の 10 年の中間見直しに関する討論

基調ステートメント:

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官
2. Tamara Mawhinney カナダのハル・アイルマー議会議員 Greg Fergus の代理

パネリストのステートメント

1. Ms. Susana Matute Charun ペルー文化省アフリカ系ペルー人公的政策部長
2. Ms. Nadia Adongo Musab ガーナ共和国大統領府飛び地問題副部長
3. Ms. Monica Ferro 国連人口基金ジュネーブ事務所所長
4. Ms. Elisabeth Kaneza Kaneza 財団設立者・議長

討論

ペルー(南米諸国グループを代表)、欧州連合、ハイティ(カリブ海共同体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、グアイアナ、コスタリカ、エクアドル、パキスタン、南アフリカ、ブラジル、ナミビア、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インドネシア、カタール、ネパール、中国、キューバ、ロシア連邦、セネガル、アンゴラ、ベルギー、国際差別人種主義反対運動、Reseau International des Droits Humains、国際国連青年学生運動、Sociedade Maranhense de Direitos Humanos、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、公正な裁判と人権支援会議

まとめ

Susana Matute Charun, Monica Ferro, Elisabeth Kaneza

3月13日(金)昼 第34回会議

議事項目 1: 決定と会議中断

決議の採択

1. マンデートとマンデートを与えられた活動の延長(A/HCR/43/L.14)

コンセンサスで決議を採択

COVID-19 という異常事態に直面して、例外的措置として、会期中断中に任期が切れる 19 名の特別手続きマンデート保持者を急遽任命した。

議長ステートメント

会期が再開されたなら、また皆さんとこの XX 室でお会いしたいと思っている。これからの数週間、この異常事態が理事会のマンデートを成就する新しい方法について考える機会を提供してくれるかも知れない。